

平成14年10月11日 平成7年合(わ)第148号、第251号、刑(わ)第844号、平成8年合(わ)第29号、第73号 殺人、同未遂、犯人蔵匿被告事件

主 文

被告人を死刑に処する。

本件公訴事実中、平成七年五月一七日付け起訴に係る犯人蔵匿（訴因変更後のもの）の点については、被告人は無罪。

理 由

（被告人の身上経歴及びオウム真理教との関わり）

一 被告人の身上経歴

被告人は、札幌市内で父A及び母Bの長男として出生し、昭和五九年三月にC大学畜産学部獣医学科を卒業した後、同大学大学院獣医学科修士課程を経て、獣医師免許を取得した上、昭和六一年四月にはD大学大学院医学研究科博士課程に入学した。

二 オウム真理教の発足と被告人の出家

Eは、昭和五九年二月にオウム神仙の会を発足させ、昭和六二年七月にオウム真理教と名称を変更し、昭和六三年一一月ころには信徒数も約三〇〇〇人に増加し、平成元年八月、Eを代表役員として、東京都知事から宗教法人の認証を受け、宗教法人オウム真理教（以下「教団」という。）として設立登記をした。オウム真理教は、主神をシヴァア神として崇拝し、古代ヨーガ、原始仏教及び大乗仏教を背景とした教義を標榜するものであった。

被告人は、昭和六一年一二月ころに偶然にEの著書を読んで感銘を受け、昭和六二年三月ころにオウム神仙の会に入会し、昭和六三年一一月にD大学大学院での勉学をやめてオウム真理教に出家し、その後は、教祖であるEのDNAの培養等の研究に従事したり、イニシエーションと称する宗教的儀式を開発するなどしていた。

三 オウム真理教の変質と被告人の関わり

Eは、平成二年に施行された衆議院議員総選挙に教団幹部とともに立候補したものの、全員が落選したことから、反社会的姿勢を強め、これを契機にタントラ・ヴァジラヤーナと称する武力による救済を唱えるようになった。また、Eは、平成四年ころから、信者に対し、近い将来に世界最終戦争すなわちハルマゲドンが勃発し、人類のほとんどが死亡するに至ると予言し、この戦争に生き残るため、あるいは教団に宗教弾圧を仕掛ける国家権力に対抗するためには、教団の武装化が必要であると説き、さらに、Eが必要と認める場合には、殺人でさえも、「ポア」と称し、悪業を積んでいる者を来世において高い世界に転生させるための手段であるとして、これを容認して正当化する教義を唱えるようになった。そして、Eは、平成五年六月ころから、化学

兵器の研究開発を行うことを教団幹部に指示し、同年一一月中旬ころまでには、教団内において、毒ガスであるサリンも生成されるようになった。

被告人も、教団がこのように変質していく過程の中で、平成二年の総選挙に立候補して落選した直後ころ、Eから、既知の自然毒物の中で最も強力なものに属するボツリヌス毒素の研究を指示され、北海道等に行ってボツリヌス菌を採取し、培養するなどした。さらに、被告人は、平成四年夏から秋ころにかけて、胞子を肺から吸入すると敗血症を起こして二、三日後に死亡するに至る症例の多い炭疽菌の培養等のワークに従事するようになり、平成五年六、七月ころには、東京都江東区にある教団施設から被告人が培養した炭疽菌を噴霧したが、特に被害は発生しなかった。また、被告人は、平成六年ころには、LSD、覚せい剤、メスカリン、チオペントールナトリウム等の薬物の製造にも関与するようになり、これらの薬物は、教団内において、イニシエーション等に使用されていた。被告人は、平成六年七月、教団で省庁制が採られた際、厚生省大臣に就任し、同年一二月、厚生省が第一厚生省及び第二厚生省に分裂した後は、第一厚生省大臣として活動するようになった。

（各犯行に至る経緯及び罪となるべき事実）

第一 F サリン事件

〈犯行に至る経緯〉

Fは、横浜弁護士会所属の弁護士であるが、平成元年一一月ころから、「オウム真理教被害対策弁護団」及び「G弁護士と家族を救う全国弁護士の会」に所属し、

積極的に反教団活動を行っていた。

Eは、教団の信徒である弁護士のHから、Fの右活動について逐次報告を受け、Fが教団活動にとって大きな障害となると考えたことから、Fの殺害を決意するに至った。Eは、平成六年五月七日ころ、被告人、H及びIを第六サティアンと称する教団施設内の自己の居室に呼び寄せ、その際、Hから、Fが、甲府地方裁判所に係属している損害賠償請求控訴事件の相手方訴訟代理人として口頭弁論に出廷するために、同月九日に自動車で同裁判所を訪れるこを聞くや、被告人、H及びIの三名に対し、「Fの車に魔法（教団内におけるサリンの隠語）を使う」などと言つて、Fの自動車に教団内で生成されて保管されていたサリンを撒き、同人を殺害することを命じた。さらに、Eは、同月八日、被告人らに対し、同裁判所の駐車場でFの自動車にサリンを撒く実行役をJにさせることや、右自動車の確認役及びHの自動車の運転役をKにさせることなどを指示するとともに、K及びJに対しても、自ら直接指示した。

〈罪となるべき事実〉

被告人は、E並びに教団所属のH、I、K及びJと共に謀の上、平成六年五月九日午後一時一五分ころ、山梨県甲府市a所在の甲府地方裁判所の駐車場において、F（当時三七歳）がサリンを吸入するなどして死亡するに至るかも知れないことを認識しながら、敢えて、駐車中の同人所有の普通乗用自動車のフロントウインドーのアンダーパネル付近にサリンを滴下して気化させ、これを発散させて同車内に流入させるなどし、同駐車場及びその後の走行中の同車内等において、同人にサリンガスを吸入させるなどしたが、同人にサリン中毒症の傷害を負わせたにとどまり、同人を死亡させるに至らなかつたものである。

第二 松本サリン事件

〈犯行に至る経緯〉

教団は、長野県松本市内に教団施設を建設するために、かねてより用地の取得等に努めていたが、地域住民から反対運動が起り、民事紛争が発生していた。そして、教団は、長野地方裁判所松本支部で行われた建築禁止の仮処分手続において、一部敗訴し、教団施設の建築規模を縮小せざるを得ない事態となつた。さらに、教団は、平成四年五月に、取得した土地の元所有者から、詐欺又は錯誤を理由とする土地明渡請求訴訟を同支部に提起されるに至り、右訴訟は、平成六年五月一〇日に結審し、同年七月一九日に判決が予定されていた。Eは、教団内に保管されていたサリンが大量殺害の実践に役立つかを実験しようと考えていたところでもあつたため、これを同支部等で噴霧してその効果を試すとともに、右訴訟の担当裁判官を殺害して裁判を妨害す

ることを決意した。そこで、Eは、同年六月二〇日、被告人、L、M及びIに対し、右サリンの噴霧を指示し、さらに、N、O及びPも現場に同行させることを指示した。

〈罪となるべき事実〉

被告人は、E及び教団所属のL、M、I、Nらと共に謀の上、サリンを発散させて不特定多数の者を殺害しようと企て、平成六年六月二七日午後一〇時四〇分ころ、長野県松本市b所在のQ所有の駐車場において、サリンを充填した加熱式噴霧器が設置された普通貨物自動車を駐車させて同噴霧器を作動させ、サリンを加熱して気化させた上、同噴霧器の大型送風扇を用いてこれを周辺に発散させ、別表一（略）記載のとおり、同市c所在のアパート等において、甲1（当時二六歳）ほか六名にサリンガスを吸入させるなどし、よつて、同月二八日午前零時一五分ころから同日午前四時二〇分ころまでの間、右アパートほか六か所において、サリン中毒により甲1ほか六名を死亡させて殺害するとともに、別表二（略）記載のとおり、同市d所在の甲2方等にお

いて、甲3（当時四六歳）ほか三名にサリンガスを吸入させるなどしたが、同人らに同表の「加療等の期間」欄記載の加療等の日数を要するサリン中毒症の各傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかつたものである。

第三 R VX事件

〈犯行に至る経緯〉

Eは、平成六年一、二月ころ、被告人に対し、化学兵器として開発された極めて殺傷力の高い毒物であるいわゆるVX（化学名O-エチルS-[2-(N、N-ジイソプロピルアミノ)エチル]メチルホスホノチオレート）の製造方法をSに調査させるように指示し、その後、Sは、Eの指示を受け、VXの製造を開始した。S

は、被告人から見せられた化学雑誌の記述等も参考にして、同年九月ころにはV X の製造に成功した。

Eは、同年一一月下旬ころ、家族とともにに入信して教団に多額のお布施をしていたTが教団施設から逃げ出し、教団に対し、お布施として交付した金員の返還を求める民事訴訟を提起したことにつき、同女と親しい関係にあったRが、Tの出家を妨げてその訴訟を支援しているものと考えた。そこで、Eは、Tに訴えを取り下げさせて同女を教団に引き戻すとともに、V X の効果を確認するために、Rの身体にV X を付着させてその体内に浸透させ、同人を殺害することを決意し、Sに対し、右犯行に使用するためにV X の製造を指示し、被告人、M、I、U、V、W及びXに対し、注射器に入れたV X をRの身体に掛けて同人を殺害することを指示した。

〈罪となるべき事実〉

被告人は、E並びに教団所属のM、U、I、V、W、X及びSと共に謀の上、平成六年一二月二日午前八時三〇分ころ、東京都中野区e付近路上において、R（当時八二歳）が死亡するに至るかも知れないことを認識しながら、敢えて、あらかじめ準備していた注射器内のV X を同人の後頭部付近に掛けて体内に浸透させたが、同人に加療約六一日間を要するV X 中毒症の傷害を負わせたにとどまり、同人を死亡させるに至らなかつたものである。

第四 地下鉄サリン事件

〈犯行に至る経緯〉

Eは、読売新聞が、平成七年一月一日、山梨県西八代郡上九一色村の教団施設近くでサリン残留物が発見されたことを報道したことから、教団内の違法薬物等の処分を指示し、教団内で保管されていたサリンは、すべて廃棄されることになった。その際、Iは、将来サリン生成が困難になることをおそれ、サリン生成に使用するメチルホスホン酸ジフロライドの一部を処分せずに、隠匿して保管することにした。

その後、同年二月二八日に発生したYの逮捕監禁事件につき、犯行直後から教団による関与が疑われ、同年三月中旬ころには、犯行に使用された自動車が特定されて指紋が検出された旨の報道がなされるに至り、Eらは、教団の犯行が発覚するのではないかとの危機感を募らせていた。

Eは、Lらと相談した結果、教団に対する大規模な強制捜査が、上九一色村所在の教団施設等を対象にして近く行われるのではないかと考え、これを阻止しようとして、東京都内の地下鉄の電車内等にサリンを発散させ、不特定多数の乗客等を殺害することを決意した。Eは、同月一八日から同月一九日にかけて、被告人に対し、サリンの生成を指示し、被告人は、第一〇サティアンと称する教団施設（被告人の実験室等があった建物であり、X 1棟、X 1邸、CM I棟などと呼ばれていた。以下「X 1棟」という。）内において、I、S及びZとともに、Iが隠匿して保管していたメチルホスホン酸ジフロライドを使用して、サリンの生成を開始した。さらに、Eは、サリン撒布の実行役として、A 2、B 2、C 2、D 2及びE 2を指名した。

〈罪となるべき事実〉

被告人は、E及び教団所属のL、U、S、I、A 2、B 2、C 2、D 2、E 2ら多数の者と共に謀の上、東京都千代田区f所在の営団地下鉄霞ヶ関駅に停車する営団地下鉄日比谷線、同千代田線及び同丸ノ内線の各電車内等にサリンを発散させて不特定多数の乗客等を殺害しようと企て、山梨県西八代郡gの一所在のX 1棟と称する教団施設内において、サリンを生成した上、

一 A 2が、平成七年三月二〇日午前八時ころ、東京都千代田区h所在の営団地下鉄日比谷線秋葉原駅直前付近を走行中の北千住発中目黒行きの電車内において、サリン在中のナイロン・ポリエチレン袋三袋を床に置いて、所携の先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを漏出させて氣化させ、これを同電車内等に発散させ、右秋葉原駅から同都中央区i所在の同線築地駅に至る間の同電車内又は各停車駅構内において、別表三（略）の番号1から8まで記載のとおり、乙1（当時三三歳）ほか七名にサリンガスを吸入させるなどし、よって、同日午前八時五分ころから平成八年六月一一日午前一〇時四〇分ころまでの間、同区j所在の同線小伝馬町駅構内ほか七か所において、同表の番号1から7まで記載の乙1ほか六名をサリン中毒により、同表の番号8記載

の乙2（当時五一歳）をサリン中毒に起因する敗血症により、それぞれ死亡させて殺害するとともに、別表四（略）記載のとおり、乙3（当時三五歳）ほか二名にサリンガスを吸入させるなどしたが、同人らに同表の「加療等の期間」欄記載の加療

等の日数を要するサリン中毒症の各傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げず、

二 B 2が、平成七年三月二〇日午前八時ころ、東京都渋谷区k所在の営団地下鉄日比谷線恵比寿駅直前付近を走行中の中目黒発東武動物公園行きの電車内において、サリン在中のナイロン・ポリエチレン袋二袋を床に置いて、所携の先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを漏出させて気化させ、これを同電車内等に発散させ、右恵比寿駅から前記霞ヶ関駅に至る間の同電車内又は同都港区1所在の同線神谷町駅構内において、別表三（略）の番号9記載のとおり、乙4（当時九二歳）にサリンガスを吸入させるなどし、よって、同日午前八時一〇分ころ、右神谷町駅構内において、サリン中毒により同人を死亡させて殺害するとともに、別表五（略）記載のとおり、乙5（当時六一歳）ほか一名にサリンガスを吸入させるなどしたが、同人に同表の「加療等」の期間」欄記載の加療等の日数を要するサリン中毒症の各傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げず、

三 C 2が、平成七年三月二〇日午前八時ころ、東京都文京区m所在の営団地下鉄丸ノ内線御茶ノ水駅直前付近を走行中の池袋発荻窪行きの電車内において、サリン在中のナイロン・ポリエチレン袋二袋を床に置いて、所携の先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを漏出させて気化させ、これを同電車内等に発散させ、右御茶ノ水駅から同都中野区n所在の同線中野坂上駅に至る間の同電車内又は右中野坂上駅構内において、別表三（略）の番号10記載のとおり、乙6（当時五四歳）にサリンガスを吸入させるなどし、よって、同月二一日午前六時三五分ころ、同都新宿区o所在のF 2大学病院において、サリン中毒により同人を死亡させて殺害するとともに、別表六（略）記載のとおり、乙7（当時三一歳）ほか二名にサリンガスを吸入させるなどしたが、同

人に同表の「加療等の期間」欄記載の加療等の日数を要するサリン中毒症の各傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げず、

四 D 2が、平成七年三月二〇日午前八時ころ、東京都千代田区p所在の営団地下鉄千代田線新御茶ノ水駅直前付近を走行中の我孫子発代々木上原行きの電車内において、サリン在中のナイロン・ポリエチレン袋二袋を床に置いて、所携の先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを漏出させて気化させ、これを同電車内等に発散させ、右新御茶ノ水駅から同区q所在の同線国会議事堂前駅に至る間の同電車内又は前記霞ヶ関駅構内において、別表三（略）の番号11及び12記載のとおり、乙8（当時五〇歳）ほか一名にサリンガスを吸入させるなどし、よって、同日午前九時二三分ころから同月二一日午前四時四六分ころまでの間、同区r所在のG 2病院ほか一か所において、サリン中毒によりWほか一名を死亡させて殺害するとともに、別表七（略）記載のとおり

、乙9（当時二五歳）ほか一名にサリンガスを吸入させるなどしたが、同人に同表の「加療等の期間」欄記載の加療等の日数を要するサリン中毒症の各傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げず、

五 E 2が、平成七年三月二〇日午前八時ころ、東京都新宿区s所在の営団地下鉄丸ノ内線四ツ谷駅直前付近を走行中の荻窪発池袋行きの電車内において、サリン在中のナイロン・ポリエチレン袋二袋を床に置いて、所携の先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを漏出させて気化させ、これを同電車内等に発散させ、右四ツ谷駅から同線池袋駅で折り返して前記霞ヶ関駅に至る間の同電車内において、別表八（略）記載のとおり、乙10（当時三七歳）ほか三名にサリンガスを吸入させるなどしたが、同人に同表の「加療等の期間」欄記載の加療等の日数を要するサリン中毒症の各傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかつたものである。

（証拠の標目） 略

（弁護人の主張に対する判断等）

第一 判示第一の事実について（F サリン事件）

一 弁護人の主張

弁護人は、判示第一の事実について、①サリンがF所有の自動車内に流入したとは認められず、Fに生じた症状がサリン中毒によるものとは断定することができない、②被告人は、EからFの殺害を指示されたとは認識しておらず、また、教団で生成されたサリンは、毒性が弱く、撒いても何らの結果も生じないと考えていたのであり、殺意はおろか傷害の故意すらなかった旨主張する。

二 証拠によって認定できる事実

そこで、検討すると、関係各証拠によれば、次のような事実が認められる。すなわち、

1 サリンは、後記第二の二の1認定のように、極めて強い殺傷能力を有する化学兵器であり、その中毒症状としては、縮瞳、呼吸困難、意識障害、昏睡状態、痙攣発作、呼吸筋麻痺等が存する。サリンの予防薬としてはメスチノンが使用され、その治療薬としては硫酸アトロピン、パム及びジアゼパムが有効である。

2 宗教法人才ウム真理教の代表役員であるEは、判示第一の「犯行に至る経緯」で認定したように、弁護士のFが積極的に反教団活動を行っている者であり、Fの存在が教団活動にとって大きな障害になると想え、Fを殺害しようと決意した。

3 Eは、平成六年五月七日ころ、被告人、H及びIを第六サティアンと称する教団施設一階の自室に呼び寄せ、その際、Hから、Fが、甲府地方裁判所（以下「甲府地裁」という。）に係属中の損害賠償請求控訴事件の第八回口頭弁論に出廷するために、同月九日に自動車で甲府地裁を訪れることを聞くや、被告人、H及びIの三名に対し、「Fの車に魔法（教団内におけるサリンの隠語）を使う」などと言って、Fの運転する自動車に教団内で生成されて保管されていたサリンを撒くことを指示した。さらに、Eは、被告人及びIに対し、自動車にサリンを撒いた場合に車内に流入するかどうかについてアンモニアを使って実験することや、甲府地裁の下見を行うことも指示した。

4 被告人及びIは、同月八日朝、教団内にあったFの自動車と同じ車種の普通乗用自動車を用いて、アンモニア水を車体のフロント部分二か所にそれぞれ滴下し、車内におけるアンモニア臭の有無や強さを確認したところ、少なくともフロントウインドーのワイパーの根元部分に滴下した場合には、アンモニアが車内に流入することが確認できた。そこで、被告人及びIは、同日昼ころ、Eの右自室において、Eに対し、実験の結果を報告したところ、Eは、被告人らに対し、甲府地裁の下見をすることを改めて指示した。その場に同席していたHは、被告人及びIに対し、甲府地裁の見取図を書いて渡すとともに、Eに対し、Fを相手方代理人とする前記訴訟が同月九日午後一時一五分に開廷予定であることなどを報告した。Eは、Hの右報告を受け、その場で、被告人らに対し、右時刻に甲府地裁の駐車場でFの自動車にサリンを撒くこと、実行役を出家信者のJにさせること、右自動車の確認役及びHの自動車の運転役をKにさせることなどを指示した。

5 被告人及びIは、同月八日午後、Eの指示に従って甲府地裁付近の下見を行い、同日夜、Eの右自室において、Eにその結果を報告した。Eは、右報告を聞き、被告人、I及びHに対し、実行役のJには、事前の練習をさせ、裁判所でもおかしくない格好をさせることなどを指示するとともに、被告人に対し、犯行に際しては、不自然でないナンバーで教団名義にはなっていない自動車を使用すること、サリンを入れる容器は被告人の持っていたテフロン製遠心沈殿管（以下「遠沈管」という。）を利用することなどを指示した。

6 Kは、同月八日午後、Eの右自室に呼び出され、Eから、「Fをポアする。詳しいことはX1（被告人のホーリーネーム）たちに聞いてくれ」などと指示された。その後、被告人、I、H及びKは、同日夜から翌九日未明にかけて、第六サティアン一階のリビングと称する部屋において、甲府地裁には自動車二台で行き、一台にH及びKが、他の一台に被告人、I及びJが乗車すること、甲府地裁では、表側の駐車場にKが、裏側の駐車場に被告人がそれぞれ駐車し、KがFの自動車の位置を被告人らに伝えること、Jが、右九日午後一時一五分ころに被告人らの自動車を降り、Fの自動車の外気取入口にサリンを滴下することなど、犯行計画の詳細について打合せを行った。

7 Iは、被告人らとの右打合せの後、サリン中毒症の予防薬であるメスチノン、その解毒剤であるパム及び硫酸アトロピン、注射器等を用意し、医師の資格を持つKに対し、自分や被告人がサリンに被曝して重症に陥った場合にはパムを注射してくれるよう依頼し、K及びHが服用する分のメスチノンを渡した。

また、Iは、D2に対し、同月九日未明ころ、サリン中毒患者を治療できる準備をして中央自動車道の甲府南インターチェンジで待機するよう依頼した。もっとも、D2は、時刻を間違えたために、実際には、被告人らと合流することはなかった。

8 Iは、同月九日早朝、X2棟と称する教団施設内において、防毒マスクを着け、プラスチック製手袋をはめた上、教団内で生成されて保管されていた約三〇

キログラムのサリンの中から、約三〇ミリリットル、約四〇ミリリットル及び約四〇ミリリットルを被告人の用意した遠沈管三本にそれぞれ注入し、各遠沈管の蓋の部分にシーロンテープを巻いてこれを密封した。

9 Jは、同月八日夜、Eの右自室に呼び出され、Eから、「手伝ってほしいワークがあるんだ。ちょっと危ないけれども、できるかな」「ある人物をポアしようと思うんだよ。これは救済だからな」などと指示された。Jは、同月九日未明、被告人の指示に従って、教団へのお布施品が保管されていた倉庫やコンビニエンスストアにおいて、犯行時に着用する洋服、マスク、帽子等を調達した。

また、Jは、同日朝、被告人及びIから、自動車のフロントガラスとボンネットの間の溝全体にある空気取入口に液体を掛けこと、息を止め、顔をそむけて液体を掛けこと、自分に液体が掛からないように気を付け、自分に掛かつたらすぐに言うことなどを指示され、サリンを注入した遠沈管と同じ形状の容器に水を入れて、事前の練習を三〇分くらい掛けで二回行った。

10 被告人らは、右練習の後、二台の自動車で出発し、同月九日昼過ぎころ、甲府地裁に到着し、Hらの乗る自動車は表側の駐車場に、被告人らの乗る自動車は裏側の駐車場にそれぞれ駐車した。この間、少なくともH、K及びJの三人は、メスチノンを服用した。

11 Fは、同月九日午後零時一〇分過ぎころ、甲府地裁に到着し、運転してきた自動車を表側の駐車場に駐車し、同車内の空調を内気循環のオートエアコンに設定した状態のままでエンジンを切った。

12 Jは、KからFの自動車を確認したとの連絡を受け、プラスチック製手袋と白い手袋を二重にはめ、マスク、サングラス、つば付き帽子等を着用し、サリンの入った遠沈管を持って、被告人らの自動車を降りた。その際、Jは、被告人から、サリンを滴下した後の空になった遠沈管を入れるようにと言われて、チャック式ビニール袋を渡された。Jは、同月九日午後一時一五分ころ、Fの自動車のフロントガラスの中央部とボンネットの間の溝にサリンを掛けたが、一部はボンネットにこぼれたり溝にこぼれたりして、空気取入口に入ったサリンは五割ないし七割くらいであった。

13 Jは、被告人らの自動車に戻ると、「白い煙が出て、鼻がツンとして詰まった」などと言って、持参した自分の衣服に着替え、着用していた手袋や衣服等をビニール袋の中に入れた。Iは、Jに対し、用意していたパムを注射し、しばらく後に再びパムを注射した。Jは、山梨県西八代郡上九一色村に向かう途中、「気分が悪い」などと言っていた。

14 Fは、同月九日午後一時三〇分ころ、前記控訴事件の審理が終了したので、自動車を運転して甲府地裁を出発し、長野県内の別荘地を順次見て回ったが、その間、同車の乗り降りを一〇回ないし二〇回くらい行い、同車のドアを二〇回ないし四〇回くらい開閉した。Fは、同日午後六時過ぎころ、相模湖インターインジの料金所を出た直後に、目の前全体が暗くなるのを感じ、妻にその旨を電話で伝え、同車のギアを落とし、ライトをつけ、前のめりになって同車を運転し、自宅に辿り着いた。Fは、家の中に入った後、居間の蛍光灯四本が全部ついているにもかかわらず、「蛍光灯が二つしかついていないんじゃないかな」と言って、妻に目の不調を訴えた。

15 Fは、自分がくも膜下出血ではないかと不安になり、同月一日、I 2クリニックにおいて、脳神経外科の専門医によるMRIやMRA等による検査及び診察を受けたが、視力障害を惹起するような脳の異常は、特に発見されなかった。Fは、同年六月一八日ころ、J 2クリニックにおいて、普段から咳があり、前の晩から左側背中に痛みがあると訴えて受診し、自然気胸と診断され、その後、入院して手術を受けた。

16 右犯行に使用されたサリンは、その後、松本サリン事件でも使用され、多数の死傷者を発生させた。

17 教団は、その後も、Fに対する攻撃を続け、平成六年九月中旬及び同年一〇月上旬ころの二回にわたり、教団内で製造したVXを使ってFの殺害を企て、また、同年秋から冬ころにかけて被告人の培養に係るボツリヌス菌を使ってFの殺害を企てたが、いずれも失敗に終わった。

以上のような事実が認められる。

三 Fに生じた症状と犯行との因果関係

1 弁護人の主張に対する検討（その一）

(一) 弁護人は、Fに生じた眼前暗黒感等は、サリン中毒としての縮瞳による

ものとは認められない旨主張する。すなわち、Fは、サリンの滴下から約五時間経過後に、突然に眼前暗黒感を訴えているので、サリンが原因であるとするのは疑わしく、その間、Fが別荘地を見て回っていることに照らすと、新築の別荘等から発生する化学物質に対して化学物質過敏症を起こして縮瞳が生じていた可能性が考えられる。また、Fは、平成六年五月一一日に脳神経外科の専門医による検査及び診察を受けているところ、同医師作成の診断書には「脳血管障害の疑い」との記載があり、さらに、同年六月一七日に、Fが、普段と蛍光灯の明るさは変わらないのに「蛍光灯が暗いんじゃないか」などと発言していたことをFの弁護士事務所事務員のK2が供述している

ことなどに照らすと、Fが感じた眼前暗黒感等は、F自身の器質的原因によるものとも考えられる。弁護人は、以上のような趣旨の主張をしている。

(二) 確かに、Fが眼前暗黒感を感じたのがサリンに被曝したと思われる時から約五時間を経過した後のことであることは、弁護人の主張するとおりである。

しかしながら、化学物質の毒性やサリン等の化学兵器を研究しているL2教授のH2は、サリン中毒の症状としての縮瞳が発症していても、周囲が明るいために、本人が自覚するまでに時間が掛かる可能性があり、地下鉄サリン事件の被害者に対する調査結果でも、遅れて眼前暗黒感に気付いた人が少なくなかったことや、長時間にわたって低濃度のサリンに被曝した場合には、サリンが体内に蓄積されていって初めて縮瞳が発症することなどを証言している。また、Fは、当公判廷において、「事件当日の五月九日に長野県内の別荘地を見て回った際に撮影した写真を後日になって見てみたところ、その当日がこんなに良く晴っていたのかなと驚いた」旨証言している。H2教授及びFの右各証言に照らすと、Fがサリン被曝の約五時間後に眼前暗黒感

を自覚したことと、その症状がサリンを原因とするものであるということは、何ら矛盾するものではないというべきである。

なお、Fが当日見て回った別荘地で化学物質過敏症になったのではないかという弁護人の主張は、何ら具体的な根拠に基づくものではなく、Fにサリンを原因とする縮瞳が生じたという認定に合理的な疑いを生じさせるものではない。

(三) また、確かに、Fが診察を受けた医師M2作成の診断書に「脳血管障害の疑い(平成六年五月当時)」との記載があることや、Fの弁護士事務所事務員のK2が、捜査段階において、Fが事件から一ヶ月以上経過した平成六年六月一七日に「蛍光灯が暗いんじゃないか」と言い出した旨供述していることは、弁護人の主張するとおりである。

しかしながら、右診断書の記載について、同診断書を作成したM2医師は、当公判廷において、Fが視野が暗いと訴えたために、脳血管障害が一応疑われるとして、そのために検査を実施したという趣旨で右記載をしたに過ぎず、検査の結果としては、脳血管障害は何ら発見されなかつた旨証言している。さらに、K2事務員の右供述については、F自身が、右六月一七日には眼前暗黒感はなかつたことを明確に証言しており、Fの妻であるN2もそれを裏付ける証言をしている上、Fは、その翌日、J2クリニックで受診して自然気胸と診断されているが、その際に眼前暗黒感を訴えていないことも明らかであり、これらの事情に照らすと、K2事務員の記憶違いである可能性も存するのである。また、仮に、K2事務員の記憶に間違いがなかつたとし

ても、その供述内容に照らすと、その際の眼前暗黒感は、サリン被曝当日に感じたような強烈な眼前暗黒感ではなかつたことが窺われる。しかも、K2事務員の供述によれば、右六月一七日には、Fは、「暗い」のほか、「胸が苦しい」とも訴えていたというのであるから、サリン被曝当日のFの症状と異なることは明らかである。そして、H2教授は、Fのように、眼前暗黒感が急激に起り、それが一定時間続いた後に回復するという症状は、視力障害が生じる他の疾患の症状とは符合しない旨証言しているのであるから、右証言によれば、Fに生じた眼前暗黒感がFの器質的原因によるものとは考え難いといわなければならない。

2 弁護人の主張に対する検討(その二)

(一) 次に、弁護人は、Fの自動車内にサリンが流入する可能性を認めた実験や鑑定の結果について、Jが滴下したサリンのほとんどが水抜き穴を通って地面に落ちたことや、当日は晴天であり、滴下して約一五分後にFが自動車に乗ったことから、その時点ではサリンが既に蒸発していた可能性があることなどの実際の条件を考慮せずに実験等を行ったものであり、その実験結果や分析内容はFの場合にそのまま当てはまるものではなく、サリンがFの自動車内に流入したことは立証さ

れていない旨主張する。

(二) 確かに、犯行当日は晴天であったことが認められ、また、Jが滴下したサリンのかなりの部分は水抜き穴を通って地表に滴下された可能性も認められる。

しかしながら、捜査段階で行った外気流入の実験においては、任意提出されたFの自動車を使用し、Jがサリンを滴下した同車の空気取入口にコーヒーを滴下し、それが水抜き穴を通って地面に流れ落ちる場所を確認した上、その場所で発煙筒をいたりドライアイスに水を加えたりしたところ、同車のドアを開閉した際に、気化した気体が同車内に流入することについても、確認しているのである。そして、Fは、サリンが自動車に滴下された約一五分後に、同車に乗るためにそのドアを開閉しているのであるから、その間に地表に流れ落ちて気化したサリンが、Fの乗車の際に同車内に流入したことは、十分に認めることができるのである。

(三) そして、捜査段階で行った外気流入の実験及び鑑定の結果によれば、地表に流れ落ちずに自動車のフロントウインドーのアンダーパネル部分等に付着したサリンについては、その後に気化し、同車の高速走行により同車内に流入したこと、十分に認められるのである。すなわち、外気流入の実験においては、Fの自動車を使用し、その空気取入口（エアダクト）内にイソプロピルアルコールを含ませたガーゼを入れた容器をセットし、時速約一三〇キロメートルで同車を走行して、同車内でイソプロピルアルコールが検知されるかどうかの実験をガーゼのセット状況等を変えて三回行ったところ、三回とも、同車内でイソプロピルアルコールが検知され、同車内にイソプロピルアルコールが流入することが確認されている。

また、外気流入の鑑定に

においては、Fの自動車を使用し、内気循環の状態で、そのフロントデッキの内部にイソプロピルアルコールを含ませたガーゼを入れた金属製容器をセットしたり、あるいはそのフロントデッキ部にイソプロピルアルコールを掛けたりした上、同車のドア、窓及び外気取入用ダンパーを閉めて時速約一三〇キロメートルで走行したところ、いずれも同車内でイソプロピルアルコールが検知され、同車内にイソプロピルアルコールが流入することが確認されている。

(四) さらに、Fの自動車の製造会社で空調システム等の研究開発を担当しているO2は、当公判廷において、自動車一般のこととして、内気循環でオートエアコンの状態でも、内外気切替ダンパー部分の隙間、ドアや窓ガラスのゴム製シール部分の隙間、車体溶接部の隙間、配線等の貫通穴の隙間等から、外気が流入し得る旨証言している。

(五) なお、弁護人は、Fの自動車の車内流入経路にサリン残存物が検出されなかった点を指摘して、サリンが同車内に流入しなかった旨主張しているが、犯行から鑑定時までに相当の時間的経過があることをも考慮すると、車内流入経路にサリン残存物がないことのみをもって、サリンが車内流入経路を通って同車内に流入したことを否定することはできないというべきである。

3 結論

以上検討したように、犯行に用いられたものがサリンであることは明らかである上、そのサリンが車内に流入したことも十分に認められ、その当日にFがサリンの中毒症状に合致する眼前暗黒感の症状を自覚しているのであるから、弁護人の主張する様々な事情を考慮しても、Fに生じた症状は、Jによって滴下されたサリンがFの自動車内に流入し、Fがそれを吸入したために生じたサリン中毒症であることが認められる。したがって、Fに生じた症状がサリン中毒によるものではないとの弁護人の主張は、採用することができない。

四 殺意の有無

1 弁護人は、判示第一の事実につき、被告人は、Eらとの話合いの中で、Eから、「Fの車に魔法を使う」という言葉を聞き、Fをサリンで襲うという意味ではどうえたものの、もともと教団で生成されたサリンの毒性は弱いと考えていた上に、Eが、「Fが、交通事故を起こすかも知れない」と軽い調子で言っていたので、軽い物損事故程度は起きるかも知れないと考えたが、さらに、Iが、「天気がいいから、サリンは蒸発するかも知れない」と言っているのを聞くに及んで、物損事故すら起きないと考えるに至ったのであり、殺意はおろか傷害の故意すらなかつた旨主張し、被告人も、当公判廷において、これに沿う供述をしている。

2 (一) そこで、検討すると、判示第一の犯行に使用されたサリンは、その後に松本サリン事件で多大な被害を発生させたサリンと同じものであり、サリンとしての強力な致死的効果があったことは明らかである。また、被告人は、後記第二で檢

討するように、第二次P2事件の際にサリンに被曝したMの状況を目の当たりにしたことなどを通じて、Sが極めて高い致死的効果を有するサリンを既に完成させていたことを認識していたことが認められる。実際にも、被告人は、当公判廷において、Iが、実行役のJにサリン滴下の練習をさせた際に、サリンを吸入しないように注意を与えていたこと、Jが犯行の際に手袋をしていたこと、Iが犯行後にJにあらかじめ準備していたパムを注射したこと、IがD2に治療役として待機を依頼したことを知っている。

したことなどについては認める旨の供述をしており、これらの事情をも合わせ考えると、被告人が、犯行に使用されたサリンについて、その毒性及び致死的効果を認識していたことは十分に認めることができる。

(二) そして、判示第一の行為態様は、そのようなサリンをFの自動車のフロントウインドーのアンダーパネル部分に流し込むというものであって、当日の天候や滴下したサリンの分量等を考慮すると、確定的にFを殺害するに足る行為とまではいい難いものの、甲府地裁から神奈川県内の自宅まで同車を運転するFが、甲府地裁の駐車場及びその後の走行中の同車内等において、気化したサリンや気化して車内に流入したサリンを吸入し、そのこと自体によって死亡し、あるいはサリン中毒症の縮瞳や意識障害によって重大な交通事故を惹起して死亡する可能性があったことも十分に認められる。しかも、被告人は、Iとともにアンモニアの滴下実験も行っており、これにより、サリンがFの車内に流入することについても、認識していたのである。

(三) 被告人は、捜査段階においては、Eから犯行の指示を受けた時点で、Fが、サリン中毒によって呼吸困難等になって死んでしまったり、自動車の運転中に視覚障害や手足の震え等が生じて交通事故を起こし、大怪我をして死んでしまうなどといった事態が生じるであろうことも当然に理解でき、Eの意向がFの暗殺であることが十分に分かっていたなどと、Fに対する殺意があったことを自認する供述をしており、この供述は、右に検討した各事情とも符合し、十分に信用することができるものである。

3 したがって、被告人には、少なくともFに対する未必の殺意があったことは十分に認められるのであって、弁護人の主張は、理由がない。

第二 判示第二の事実について（松本サリン事件）

一 弁護人の主張

弁護人は、判示第二の事実について、被告人が、犯行現場に同行したこと自体は争わないものの、被告人は、①教団内で製造されたサリンに人を殺害する能力があるとまでは認識しておらず、殺意がなかったのであり、②殺人の謀議に関与しておらず、仮に謀議に関与していたとしても途中で離脱しているので、殺人の共謀は成立せず、③仮に犯罪が成立するとしても、帮助犯が成立するに過ぎない旨主張する。また、被告人も、当公判廷において、当初の被告事件に対する陳述では、公訴事実（訴因変更前のもの）について、「間違ひありません」と述べてこれを全面的に認めたものの（第四回の被告人陳述）、その後、これを否認するに至り、弁護人の右主張に沿った弁解をしている。

二 証拠によって認定できる事実

そこで、検討すると、関係各証拠によれば、次のような事実が認められる。すなわち、

1 サリンは、ドイツで開発合成された有機リン系の化学物質であり、神経伝達系に作用して、その毒性を発現する。サリンは、常温で無色無臭の液体であるが、揮発性が高く、気化しやすい性質を有し、経口及び付着による皮膚からの吸収のみならず、呼吸器及び眼の粘膜からも容易に吸収されて、毒性を発現する。サリンの中毒症状は、縮瞳、嘔吐、言語障害、錯乱状態、呼吸困難、意識混濁、全身痙攣、呼吸筋麻痺等であり、最終的には死に至る。サリンは、経気道吸入による半数致死量（人の場合）が、一立方メートル当たり一〇〇ミリグラムに一分間曝露した場合であり、極めて致死的効果の高い神経ガスである。

2 Eは、平成五年六月ころ、教団幹部のLを介して、Sに対し、大量生産に適した化学兵器の研究開発を指示し、Sは、調査を重ねた結果、サリンが大量生産に最も適しているとの結論を出した。Sは、同年八月ころから、Sの実験室があるX2棟において、その生成実験を繰り返し、同年一一月一〇日ころにはサリンの生成方法を確立し、サリンの標準サンプル約二〇グラムの生成に成功した。その後、Sは、化学知識を有する医師のIの協力を得るとともに、数人の出家信者らを補助者として、サリンの生成作業を続け、同月中旬ころには約六〇〇グラムのサリンを

製造した。

3 Eは、同月中旬ころ、教団と敵対関係にあると考えていたQ 2のP 2名譽会長を右サリンで暗殺することを指示し、その指示を受けた被告人、L、I、M、R 2らは、東京都八王子市内のQ 2の施設付近に赴いた。被告人らは、「霧どんどん」と称する農薬噴霧器二個を普通乗用自動車のトランク内に取り付け、その一個にはサリンを、他の一個には被告人が製造したボツリヌス菌（ボツリヌス毒素は、既知の自然毒物の中では最も強力なものに属し、その致死量は、一マイクログラム以下と推定されている。）をそれぞれ注入した。そして、Lらは、右自動車に乗つてサリン等を噴霧したが、サリンを液体のまま霧状に噴霧してもそのまま落下するためか、目立った効果は発生しなかった（以下この事件を「第一次P 2事件」という。）。一方で、右

自動車に乗っていた者は、酸素マスク等をしていなかったため、全員がサリンの中毒症状を訴え、Iが、サリンの解毒剤であるパムを注射するなどした。

4 S、Iらは、第一次P 2事件後の同年一二月中旬ころ、X 2棟において、更に約三キログラムのサリンを生成した。

Eは、そのころ、再びP 2をサリンで暗殺することを指示し、その指示を受けた被告人、L、M、I及びR 2は、簡易な酸素マスクを準備し、サリン中毒の予防薬であるメスチノンを飲んで、東京都八王子市内のQ 2の施設付近に赴いた。この時の噴霧車は、幌付き二トントラックの荷台にフライパンのようなものを設置し、これをガスバーナーで加熱して、そこにサリンを落として気化させ、これを強力な大型ファンによって排気するという構造のものであった。L及びMが右噴霧車に乗り、被告人、I及びR 2はワゴン車に乗つて現場近くで待機した。Lらは、右Q 2の施設付近において、サリンの噴霧を開始したが、右噴霧車の荷台が発火し、Q 2の警備の者に気付かれて追い掛けられたため、噴霧を中止して逃走した（以下この事件を「第二次P 2事件」という。）。

その際、Mは、右噴霧車を後退させようとして、酸素マスクを外して同車の窓を開けたため、サリンに被曝し、瀕死の状態に陥った。被告人らは、tでMらと合流し、Mをワゴン車に乗せて教団の附属医院に向かい、同車内において、用意していたパムや硫酸アトロピン等のサリンの解毒剤を注射し、被告人及びLが人工呼吸を行うなどした。Mは、その後、教団附属医院において、医師のD 2から治療を受け、約一週間くらい入院して、一命を取り留めた。

なお、被告人は、Mの右症状を重症とは認識していない旨弁解しているので、その点については、後に検討する。

5 Sらは、平成六年二月中旬ころ、X 2棟及び第七サティアンと称する教団施設において、反応釜等を使用して、サリン約三〇キログラムを生成し、三個のテフロン容器に入れて教団施設内で保管することにした。もっとも、右サリンは、その生成過程でイソプロピルアルコールを入れ過ぎたため、純度が約七〇パーセントのものであった。右サリンは、判示第一のFサリン事件において、その一部が使用された。

6 教団は、平成三年ころ、長野県松本市内に土地を購入し、食品工場兼道場を建設しようと計画したが、その土地が、国土利用計画法の監視区域に指定されており、購入には県知事への届出が必要とされていたことから、それを避けるために、その一部については賃借して使用することにした。しかし、地元の住民らは、教団の松本市への進出を知るや、「オウム真理教松本進出阻止対策委員会」を結成して、教団に対する反対運動を展開したため、右計画は、教団と地主との間の民事紛争に発展していった。教団は、長野地方裁判所（以下「長野地裁」という。）松本支部に対し、建築妨害禁止等仮処分命令を申し立て、地主は、建築工事禁止等仮処分命令を同支部に申し立てた。平成四年一月一七日、教団の申立ては却下され、地主の申立てが認容さ

れ、また、同年三月一三日、教団による抗告も棄却された。

教団は、規模を縮小して建物を建築する計画を立て、松本市役所に改めて建築確認の申請をし、同月二三日、建築確認を受けた。ところが、住民らは、この計画をも阻止しようとして、同年四月三日、建物建築禁止等仮処分命令を同支部に申し立てたが、この申立てについては却下された。そこで、住民らは、同年五月二七日、教団に対し、詐欺又は錯誤を主張して、売買によって取得した土地及び賃借した土地の明渡しを求める訴訟を同支部に提起した。住民らは、署名活動を行い、約二〇万人の松本市民のうち一四万七〇〇〇人余りの署名を集め、平成五年二月一〇日、これを同支部に提出した。右訴訟は、平成六年五月一〇日に結審し、同年七月

一九日に判決が言い渡される予定であった。

7 Eは、以上の一連の裁判所の対応や地元の住民らの動向につき、教団を迫害するものであると受け取り、強い反感を抱いた。Eは、教団内で保管されていた約三〇キログラムのサリンが大量殺害の実践に役立つかどうかを試そうと考えていたところでもあったため、これを長野地裁松本支部を目標として噴霧し、サリンの効果を試すとともに、右訴訟で結果的に教団にとって不利益な判決をする可能性が高いと見られた裁判官を殺害することを決意した。

そこで、Eは、平成六年六月二〇日、L、M、I及び被告人を第六サティアンと称する教団施設一階の自室に呼び寄せ、Lらに対し、教団の民事訴訟を審理している長野地裁松本支部にサリンを撒くこと、噴霧方法については、第二次P2事件の反省から熱源をガスバーナーからバッテリーに変更し、電気で加熱する方法を採用すること、酸素マスクについては、第二次P2事件の時と同じものを使用すること、警察官や通行人に見付かった場合には、武術に優れたN、O及びPの三名を使って、Mが責任を持って排除することなどを指示した。

なお、被告人は、右謀議に当初からは参加しておらず、聞いていない部分がある旨弁解しているので、その点については、後に検討する。

8 Lは、同月二〇日、Mに対し、アルミコンテナ付き二トントラックを調達させ、教団信者のS2に右トラックを噴霧車に改造することを指示し、同月二六日ころまでに噴霧車を完成させた。右噴霧車は、アルミコンテナの上部に取り付けられた三個のタンクにサリンを貯留し、運転席からの遠隔操作により、右各タンクのバルブを開閉し、サリンをステンレスパイプを経由して銅製加熱容器に落下させ、バッテリーを電源としたヒーターで右容器を加熱してサリンを気化させ、大型の有圧換気扇を回転させて起こした風によって、アルミコンテナの側面に開けた開口部から、気化したサリンを押し出して噴霧する構造であった。Lらは、右噴霧車の完成後、噴霧実験を行い、噴霧状況を確認した。また、Mは、噴霧車の運転を担当するPとともに、サリ

ン噴霧に適した場所を確認するために、長野地裁松本支部周辺の下見を行った。

9 被告人は、同月二六日、Lから、「明日やるから、松本ナンバーのワゴン車を借りてきてくれ。ついでに、V3師（Iのこと）と下見してきたらどうだろう」などと指示を受け、Iとともに、事情を知らない教団信者一名に自動車を運転させて松本市内に赴いた。そして、被告人は、長野地裁松本支部や松本警察署付近の下見も行った上、同市内のレンタカーカー会社において、ワゴン車一台を借り受けた。その際、被告人は、Iに免許証を持っているかと確認したが、同人が免許証を持っていなかつたので、自分の名前でこれを借り受けることにした。

10 Iは、同月二六日、右下見から戻るや、簡易マスクのほか、サリン中毒症の治療薬であるパム、抗痉挛薬及び硫酸アトロピン、酸素マスク、人工呼吸に使用するアンビューバッグ等を準備した。さらに、Iは、同月二七日、完成した噴霧車をX2棟内に入れ、立入禁止の貼り紙をした上、右噴霧車の三個のタンクに合計約一二リットルのサリンを注入した。その際、被告人は、Iに頼まれ、同人がサリンを吸入した場合に備えて、X2棟の横にあるX1棟で待機した。

一方、Mは、同月二七日、N、O及びPに対し、右犯行への関与を指示し、邪魔者がいる場合には実力で排除するように指示した。

11 被告人ら七名は、当初予定していた昼ころより遅れて、同月二七日午後三時半ころ、用意した作業服に着替え、噴霧車をPが運転し、これにLが同乗し、一方、ワゴン車をNが運転し、これに被告人、M、O及びIが同乗して、第七サティアン前を出発し、松本市内に向かった。Iは、長野県諏訪市内で停車した際、サリンの予防薬であるメスチノンを一錠ずつ各人に配り、被告人らは、これを服用した。

L及びMは、同県塩尻市内のドライブイン「T2」の駐車場において、既に日が暮れ掛かり、当初のサリン噴霧の攻撃目標である長野地裁松本支部が閉まっていると思われたことから、攻撃目標を同支部の裁判官宿舎に変更することとし、その旨を被告人らに伝えたが、特に異を唱える者はいなかった。L及びMは、このようにサリン噴霧の攻撃目標を変更することについて、特にEに相談や連絡をしなかつた。

12 被告人らは、松本市内のスーパー「U2」の駐車場において、酸素ボンベからビニール袋内にホースを引き込んで酸素が吹き込まれるようにした簡易酸素マスクを作成し、また、噴霧車とワゴン車にそれぞれ偽造のナンバープレートを貼り付けた。被告人は、Iにサリンの解毒剤のパムが置いてある場所等を確

認し、注射器、注射針及びアンプルカッターを着衣のポケットに入れた。

この間、Lは、裁判官宿舎の周辺の下見に行き、風向き等を調べて、噴霧車を駐車させてサリンを噴霧するのに適した場所を探し、結局、裁判官宿舎の西方約三七メートルに位置するQ所有の駐車場を噴霧場所にすることに決め、そのことを他の者にも伝えた。Mは、右「U2」の駐車場を出発する直前に、サリン噴霧中の妨害排除役に指名されていたNを運転手役から解放するために、被告人に対し、Nと運転を代わるように頼んだが、被告人は、「嫌だ」と言って断った。

13 被告人らは、同月二七日午後一〇時四〇分ころ、噴霧場所であるQ所有の駐車場に到着すると、全員が簡易酸素マスクをかぶり、Lが噴霧車に注入した約一二リットルのサリンを約一〇分間噴霧した。被告人らは、噴霧中、Nが酸素が届かない騒ぎ、その後、ワゴン車内の他の者の酸素も足りなくなつたので、ワゴン車内では予備の酸素ボンベから交替で酸素を吸入した。

14 被告人らは、噴霧終了後、右駐車場を出たが、その際、Nがワゴン車の右側面を右駐車場出口の石柱にこすって傷付けた。被告人らは、噴霧後の逃走の際に噴霧車とワゴン車が別行動をとった場合に備えて、松本市内のH4株式会社の駐車場を合流場所としてあらかじめ決めておいたが、同駐車場に到着するや、偽造のナンバープレートのシールを外し、噴霧車の噴霧口の扉を閉め、更には二台の車両にサリンの中和剤を掛けるなどの作業を行つた。

15 被告人らは、同月二八日午前一時か二時ころに山梨県西八代郡上九一色村の教団施設に到着し、M及びLが第六サティアン一階のEの自室に赴いて同人に犯行状況を説明し、被告人及びIもこれに加わつた。この時、被告人は、Nが逃走の際にワゴン車を傷付けたことを報告し、Eは、その修理が困難であることを知るや、別の場所で事故を起こしたように偽装工作をするように指示した。

被告人は、同月二九日ころ、東京都杉並区内のファミリーレストランの駐車場において、右指示に従つて、ワゴン車の損傷箇所を故意に建物の柱に接触させて更に凹損させ、警察官に対し、右凹損が同駐車場での事故により初めて生じたかのように裝つて届出を行い、事故証明を貰つた。

16 被告人らは、サリンを噴霧したことにより、判示第二認定のように、近隣の住民らに対し、サリンの中毒症状により、七名を死亡させ、四名に重傷を負わせたほか、多数の負傷者を生じさせた。一方、被告人らの中には、特に目立つたサリンの中毒症状を訴える者はいなかつた。

以上のような事実が認められる。

三 サリンの毒性の認識

1 まず、教団内で生成されたサリンの毒性に関する被告人の認識について検討すると、被告人は、第二次P2事件において、サリン中毒により瀕死の状態に陥つたMの姿を見て、自らも人工呼吸を行うなどしてその治療に当たり、IがMにサリンの解毒剤であるパム等を大量に投与するのも目撃しているのであるから、この体験に基づき、教団で生成されたサリンが極めて高い致死的効果を有するものであることを十分に認識していたものと認められる。

2 この点、弁護人は、Mに施されたパムの投与量が必ずしも多いものではない旨主張し、また、被告人は、当公判廷において、Mの症状について、当初は同人が死ぬかも知れないとと思ったが、その後は冷静になり、同人が噴霧現場からtまで自ら噴霧車を運転してきたことや、噴霧車からワゴン車まで自分で歩いてきたことなどから、教団附属医院に到着するまでの間には、同人が死ぬような状況ではなかつたと思い直したなどと弁解している。

しかしながら、Iは、当公判廷において、Mに対し、サリンの解毒剤であるパムを四、五本、硫酸アトロピンを一〇本以上投与した旨証言している。また、Mも、捜査段階において、パムを一三本打たれたと後で聞き、腕が注射痕だらけだった旨供述している。さらに、教団の附属医院で働いていたV2も、捜査段階において、Mが教団の病院に運び込まれた際、Iから、Mにはパムを限界まで注射したと聞いた旨供述している。これらの供述は、Iが、当時、Mに対してなし得る限りの救急医療を必死で行っていたことを裏付けるものである。そして、Iは、当公判廷においても、治療をしないで放置していれば、Mが死んでいた可能性があつた旨証言しているのである。

これらの事情に照らすと、Mは、サリンの予防薬であるメスチノンを飲んでいたことや、サリンの解毒剤であるパム等を大量に注射されたことによって一命を取り留めたに過ぎず、適切な救急治療を施さなければ死亡の危険性もある瀕死の状態であったことは明らかである。そして、被告人もMの右状態を見ていたのである

から、Mが、同乗者のLが運転ができないために、自ら必死で合流場所まで運転してきたことをもって、Mの症状に対する被告人の認識が変わったとも考え難い。さらに、被告人は、捜査段階においては、「私は、Iが「Mの心臓が停止する」と言ったので、Mは間もなく死ぬと思い、Mのような修業を積んだこのようにステージの高い人でも、やはりサリンの猛毒には勝てず、このような無念な死に方をするのだと悲しく思ったこと

とは、今でも決して忘れることができない旨供述しており、その供述は、Mの客観的症状等に照らしても十分に信用できるものであり、この供述と対比して、被告人の公判段階における右弁解は信用できない。

3 また、犯行に使用されたサリンは、平成六年二月中旬ころに生成された約三〇キログラムの一部であるが、被告人は、当公判廷において、このサリンについては、製造段階でイソプロピルアルコールを多量に入れ過ぎたと聞いており、生成から時間が経つにつれて分解していき、その毒性は更に弱くなっていると考えていたとも弁解している。

確かに、犯行に使用されたサリンは、イソプロピルアルコールを入れ過ぎたことによって、不純物の多いものであったことは認められるものの、実際に多数の者を死傷させるという大きな被害を発生させており、その殺傷能力が強力なものであつたことは明らかである。そして、被告人らが、Fサリン事件において右サリンを慎重に取り扱っていたことは前記第一の四の2認定のとおりであり、また、今回の犯行に際しても、被告人は、Iがサリンを噴霧車に注入する時には同人がサリン中毒になった場合に備えて近くで待機しており、犯行現場に行く前には予防薬を飲み、解毒剤等を迅速に投与することができるよう犯行現場に至る前にあらかじめ注射器の準備等を行い、犯行現場においては酸素マスクを頭からかぶり、酸素が足りなくなつて予備の

酸素ボンベから交替で酸素を吸うことになった際には、他の者がそれを吸っている間は自らは息を止めるなどしているのであって、サリンの毒性に十分に配慮した行動をとっていたことが認められる。何よりも、近隣の住民らにサリンの中毒症状による多大な被害が発生しているにもかかわらず、被告人らの中には特に目立ったサリンの中毒症状を訴える者がいなかつたという事実自体が、被告人らがサリンを極めて慎重に取り扱っていたことの証左ができる。

4 したがつて、被告人が、犯行に使用されたサリンの毒性及び致死的効果を十分に認識していたことは、優にこれを認めることができる。

四 犯意の有無

1 以上認定した被告人のサリンの毒性に関する認識を前提に、被告人の殺意の有無について検討すると、そもそも右のような致死的効果の極めて高いサリンを約一二リットルも加熱して気化させ、深夜の住宅街に噴霧するというその行為態様自体から、被告人に不特定多数の近隣住民に対する殺意があつたことは、十分に窺うことができるというべきである。

2 これに対し、被告人は、当公判廷において、自らに殺意がなかつた旨供述し、その理由として種々の弁解をしているので、以下、その点について検討する。

(一) まず、被告人は、第二次P2事件の時のMの症状については、全身に液体状のサリンを直接浴びたという特殊な状況があつたことによるものであり、開放空間に噴霧するだけであれば、二回にわたるP2事件のいずれにおいても、周辺住民には何らの被害も与えなかつたのであるから、今回も、近隣住民が死ぬような結果になるとは全く思つていなかつたなどと弁解している。

しかしながら、第二次P2事件の時の噴霧車の構造、すなわち、 トラックの幌内においてサリンを加熱して気化させて噴霧するという構造からは、運転席にいたMが液体状のサリンを全身に浴びたとはおよそ考え難く、被告人自身も、Mの身体や衣服が濡れていたとは気付かなかつた旨供述しているのであって、右弁解は、Mらが、気化したサリンに被曝したことについて、サリンをかぶつた、あるいはサリンを浴びたというような表現をしているその言葉尻をとらえて、不当に自己に有利に援用しようとするものであるといわなければならない。

また、犯行に使用されたサリンの噴霧装置、噴霧車、酸素マスク等の装備や役割分担等については、これまでにサリン噴霧に失敗する都度、順次、改良や修正を加えていることが認められるのであって、被告人は、これまでのサリン噴霧にいずれも関与しており、そのような改良や修正の様子を見てきているのである。そして、今回の犯行においては、発火を防ぐために、荷台部分がアルミコンテナのトラックに大掛かりな噴霧装置を搭載した上、妨害排除役を同行したり、救急医療の

準備もしているのであって、万全の噴霧態勢を整えていたことは、被告人も認識していたところである。

(二) 次に、被告人は、サリンの噴霧量について、第二次P2事件の時と同じ程度の分量だと思っていたのであり、約一二リットルもの大量のサリンを撒くとは認識しておらず、また、犯行現場が街の外れであると思っていたなどと弁解している。

しかしながら、被告人は、犯行当時、教団内には第二次P2事件の時に製造されていた分量の約一〇倍である三〇キログラムのサリンが製造されて保管されていたことを認識しており、噴霧時間についても、誰からか一〇分か一五分くらい噴霧するとあらかじめ聞いていた旨供述しているのであって、具体的にどれほどの分量を撒くのかについては知らなかつたとしても、これまでに比べて多量のサリンを噴霧するという認識はあったものと認められる。そして、被告人は、犯行現場の近くに少なくとも裁判官宿舎があることは認識していたのであるから、サリン噴霧により危険にさらされる不特定多数の者が近くに住んでいるという認識があつたことも、十分に認めることができる。

(三) さらに、被告人は、右犯行について、Eが課したマハームドラー（時には無謀や無意味なことであっても、Eに指示されたとおりに行動することによつて、自己の煩惱を正知し、捨断するという修行）であると認識しており、教団には不殺生の戒もあることから、人を死に至らせるようなことを指示されているとは思つてもいなかつたのであり、今回は、Lらが計画を変更したために、マハームドラーが失敗し、多数の被害が発生してしまつたのだと思ったなどとも弁解している。

しかしながら、マハームドラーであつても、結果が発生するものもあることは、被告人自身も認めているところであり、大量のサリンを気化させて噴霧するという危険な行為が、マハームドラーであるというだけで、なぜその危険性が払拭されるのかについては、合理的な説明をしていない。また、Eの指示どおり、昼間に多数の者が出入りする裁判所の近くでサリンを噴霧すれば、むしろより多くの被害が出た可能性も高いのであって、被告人の弁解は、甚だ不合理であつて、意味をなさないというほかない。

3 一方、被告人は、捜査段階においては、「Mが、サリンを吸つて呼吸困難な状態に陥り、今にも心臓が止まりそうだというほどの瀕死の中毒に掛かったのを見たし、私自身もどこで吸つたか分からぬうちに縮瞳や軽い痙攣を覚えたほどであったから、サリンを撒けば、その付近の人が、サリンを吸い、呼吸困難に陥るなどして死亡することが、分かりすぎるほど分かっていた」「私は、ワゴン車のすぐそばの道路をふらふらと酔っ払つたような歩き方をする人が一人通つたのを覚えており、その人が、トラックから噴霧されているサリンを吸つて、倒れる寸前だから、ふらふらしているのかと思い、私の目の前で、このような見知らぬ人が死んでいくかと思うと、胸が潰れる思いであった」旨述べて、その確定的殺意を自認する供述をしているのである。

4 その供述は、右に検討した各事情にかんがみると、十分に信用することができる。

以上的事情に照らすと、被告人は、噴霧するサリンの強力な毒性を認識し、その噴霧によって近隣の住民らを死亡させるに至ることを十分に認識しながら、犯行に及んだことが認められるのであって、被告人に不特定多数の者に対する確定的殺意があったことは、優に認定することができる。

したがつて、被告人に殺意がなかつた旨の弁護人の主張は、理由がない。

五 共謀の有無

1 弁護人は、共謀の有無について、①被告人は、もともとサリンを撒く目的も認識しないまま、医療班として現場に行くことを承諾しただけであつて、殺人罪についての共謀は存在せず、②仮に共謀の存在は否定できないとしても、L及びMが、Eの承諾を得ないままに攻撃目標を変更しており、このことに関連して、被告人がMから依頼されたワゴン車の運転も断っているのであるから、この時点において被告人が共謀から離脱したと評価されるべきである旨主張する。

2 そこで、まず、被告人の右犯行に関する認識の程度について検討する。

(一) 被告人は、当公判廷において、次のように供述している。すなわち、私は、六月二〇日の謀議には、途中から参加したに過ぎない。私は、松本市内に食品工場を造る話は聞いていたが、既に裁判に負けて、その計画はなくなつたのだと思っていたので、松本で行われている裁判のことや、その妨害のためにサリンを撒くという話は知らなかつた。私は、犯行現場の近くで、Mから急にワゴン車を運転

するようにと言われて、思わず「嫌だ」と言ったが、それは、医療班としての準備もあり、車の運転をすることは全く思っていなかつたのと、攻撃目標が変更され、Eの指示と違う展開になっていることに疑問があつたからである。被告人は、当公判廷において、以上のような趣旨の供述をしている。

(二) 一方、被告人は、捜査段階においては、六月二〇日の謀議に途中から参加したなどとは全く供述しておらず、また、ワゴン車の運転を断つことについても、サリンを撒く現場までワゴン車を運転するのが心苦しかつたので、これを断つた旨供述している。

(三) そこで、右各供述の信用性について検討すると、M及びIは、いずれも、六月二〇日の謀議の状況について、被告人が途中から参加したとは、犯行後のEへの結果報告については、被告人がIとともに途中から参加した旨を明確に供述しているのであって、敢えて右謀議への被告人の参加の状況について虚偽を述べているとは考え難い。また、被告人は、右謀議についての供述を変遷させた理由について、捜査段階においては謀議に途中から参加したとは思つていなかつたが、Mらの供述内容を知った結果、「オウムの裁判をしている松本の裁判所にサリンを撒いて、サリンが実際に効くかどうかやってみろ」とEが発言したことなど、自分が聞いていない内容が話し合われていたことが分かり、自分は謀議に途中から参加したのだと思うようになつ

た旨説明している。しかしながら、被告人が謀議に途中から参加したのか否かが、捜査段階において分からなかつたというのは理解し難く、その変遷の理由は、不自然であつて信用できない。

(四) 以上の諸点に照らすと、被告人の当公判廷における供述は信用できず、被告人は、Eらとの謀議に当初から加わっていたと認めることができ、したがつて、謀議で話し合われた内容、すなわち、サリンの効果を試すとともに、教団の裁判が行われていた長野地裁松本支部の裁判官を殺害して裁判を妨害するために、サリンを噴霧することを始めとして、その方法や共犯者らの役割分担等の犯行の重要な部分について、十分に認識していたと認められる。

3 なお、当初の謀議で話し合われたサリンの噴霧は、裁判を妨害することにも目的があつたのであるから、裁判所の閉庭時刻を過ぎたために、攻撃目標を裁判所の建物から裁判官宿舎へと変更することは、当初の謀議内容に沿つた合理的な変更であつて、特にEに相談していなくても、当初の共謀関係が続いていると見ることに何ら支障はなく、当初の謀議に参加していた被告人にも、同様の認識があつたと認められる。実際にも、被告人らが、攻撃目標の変更に何ら異議を唱えていないことや、Eが、右犯行後に、犯行状況の報告を受けてその詳細を知つても、自らの指示に反することをしたとしてLやMらを咎めた事実がなかつたことは、右犯行が当初の共謀の範囲内であったことの証左といふべきである。

さらに、被告人がワゴン車の運転を断つた理由についても、攻撃目標の変更に疑問があつたからなどと述べる被告人の当公判廷における供述は信用できず、他方、サリンを撒く現場までワゴン車を運転して行くのが心苦しかつた旨の被告人の捜査段階における供述は、サリンの噴霧という重大行為に関与するに当たつての被告人の心情として自然であつて、十分に信用することができる。そして、医療班の一員として犯行現場まで同行している被告人が、犯行現場近くでワゴン車の運転を断つたことのみをもつて、共犯関係からの離脱が成立するものでないことは多言を要しない。

4 結局、被告人は、Eらとの共謀に基づいて、サリン噴霧の犯行に関与したということができるのであつて、共謀が認められることは明らかであり、被告人には共謀が存在しない旨の弁護人の主張は、理由がない。

六 被告人の正犯性

1 弁護人は、被告人の正犯性について、被告人は、犯行現場に同行したもの、医療役であるIの補助として現場で待機したのみであり、実行行為者ではないのであって、その責任は帮助犯の限度にとどまる旨主張する。

2 しかしながら、これまでに検討したように、被告人は、謀議に当初から加わり、犯行の目的について十分に認識していたことが認められる。また、被告人は、犯行に使用する松本ナンバーのワゴン車を事前にわざわざ松本市内のレンタカ一會社まで借りに行っており、その際、犯行現場付近の下見も行い、犯行当日は、医療班の一員として犯行現場に同行し、犯行後は、借りたワゴン車について証拠隠滅工作も行つてゐるのである。このように、被告人の果たした役割は、極めて重要であり、とりわけ犯行現場に同行した医療班の一員という任務は、サリンの噴霧と

いう危険な犯行において不可欠なものということができる所以である。

3 これらの被告人の犯行への関与の程度、果たした役割の重要性等に照らすと、被告人は、サリン噴霧の犯行に自らの犯行として関与していたと評価することができる所以であって、殺人及び殺人未遂の共同正犯の責任を負うことは明らかというべきである。

したがって、被告人には帮助犯が成立するに過ぎない旨の弁護人の主張は、理由がない。

第三 判示第三の事実について (R V X事件)

一 弁護人の主張

弁護人は、判示第三の事実について、被告人が、犯行に使用されたV Xを注射器に注入して I に手渡したこと自体は争わないものの、被告人は、①謀議の現場にはいなかつたので、殺人の共謀は成立せず、②仮に共謀が成立するとしても、途中で共謀関係から離脱しており、③V Xが未完成で、これを人に使用しても死ぬことはないと思っていたので、殺意はなかった旨主張する。

二 証拠によって認定できる事実

そこで、検討すると、関係各証拠によれば、次のような事実が認められる。すなわち、

1 V Xは、有機リン系の毒物であり、揮発性が低い。V Xは、多くは皮膚から吸収され、経皮吸収による半数致死量（人の場合）が一リットル当たり約六ミリグラムであり、その殺傷能力はサリンの約一〇〇倍である。V Xの中毒症状は、サリンとほぼ同じで、縮瞳、呼吸困難、意識障害等があり、硫酸アトロピン、パム及びジアゼパムがその治療薬として有効である。

2 Eは、被告人を通じて S に V X の製造方法の調査を指示し、平成六年七月ころには、その製造に向けて準備が開始された。S は、V X の製造方法について検討を重ね、独自に V X の化学式から前駆体を推定する方法で、V X の製造方法を考案した。S は、同年八月下旬ころ、被告人から、V X の合成経路が記載されている化学雑誌「現代化学」を見せられ、自己の検討していた方法が裏付けられたと考えて V X の製造実験を開始し、同年九月上旬ころ、V X 約二〇グラムの製造に成功し、さらに、同月下旬ころにも、その製造方法に改良を加えて V X 約二〇グラムを製造した。

なお、右雑誌には、V Xについて、神経ガスの中で最も毒性が強く、肺から吸収された場合にはサリンの致死量の一〇〇〇分の一程度の量でも人を死に至らしめることなどが記載されていた。また、被告人は、S が V X の製造実験を行っている際、硫酸アトロピンやパムを用意して待機するなどしていた。

S は、V X の量産に備えて、その前駆体を大量に合成して保管することにし、被告人は、右合成のためのスタッフ数名を S の下に配置した。S は、同年一〇月末ころまでには、大量の前駆体を合成し、V X がいつでも量産できる状態となつた。

3 被告人、I 及びM は、同年九月ころ、弁護士のF に V X を使用することを企て、整髪料を混ぜたV X を同人の自動車のドアノブに塗ろうとしたが、うまく塗ることができず、ごてごてした感じになり、目立つと思ってドアノブを拭き取り、結果的に何らの効果も得られなかつた。さらに、I、U 及びV は、同年一〇月ころ、E の指示を受けて再び右自動車に V X を塗ろうとしたが、誰かに見張られているかも知れないと思って、結局、実行するには至らなかつた。

4 R は、東京都中野区内の自宅で単身居住していたが、T とは二〇年以前からの知り合いであり、同女の美容院開業を援助するなど、親しい関係にあつた。

T は、平成五年九月一日ころ、既に教団に入信していた二女に誘われて教団に入信した。そして、T は、平成六年八月ころまでに、出家のために、総額四〇〇〇万円余りの現金、家財道具、貴金属等の財産を教団に拠出していた。しかし、T は、出家のために赴いた教団富士総本部道場の劣悪な生活環境に嫌気が差した上、部屋に閉じ込められて「出家しなければ、地獄に墮ちるぞ」などと責め立てられたり、二女が手錠を掛けられるなどの暴行を加えられたりしたことから、教団施設を逃げ出し、R 方に身を寄せた。

T は、出家の意思を失い、それまでに教団に拠出していた金員を取り戻したいと考え、R に相談し、同人の紹介した弁護士と相談の上、同年一一月、裁判所に対し、教団を被告とする預け金等返還請求訴訟を提起した。

5 E は、右訴訟がR の入れ知恵によるものと考え、同月二一日ころ、U に対し、R の身辺調査を指示し、U は、これを受け、その配下の者にR 方の偵察をさせ

るなどした。Eは、Tに訴えを取り下げさせるとともに同女を教団に引き戻すために、VXを使用してRを殺害することを決意し、同月下旬ころ、Lを介して、Sに対し、早急にVX一〇〇グラムを製造するように指示した。

6 Sは、右指示を受けて、自らの実験室があるX2棟に保存していたVXの前駆体を反応させてVXを合成しようとしたが、最終工程で必要な反応促進剤（トリエチルアミン）を用いなかつたため、VX塩酸塩が製造された。Sは、VX塩酸塩ができたことをLに報告し、その殺傷効果について、VX塩酸塩であっても、水に溶かせばVXが遊離し、加水分解されるまでの間であれば殺傷効果があると思う旨伝えた。

7 Eは、同月二六日ころの朝、第六サティアンと称する教団施設一階の自室にU、M及び被告人を呼び集め、「Rが悪業を積んでいる。Tは、Rの庇護の下、裁判を起こしている。RにVXを引っ掛けでポアしろ。そうすれば、T親子は、目覚めてオウムに戻ってくる」「これは、VXの実験である。効くかどうか分からぬから、RにVXを引っ掛けで確かめろ」などと言い、Rを殺害することを指示した。その際、Eは、注射器に入れたVXをRの身体に掛けるという方法を指示するとともに、実行役としてUを指名し、同人が失敗した場合には、自治省所属のXに実行させること、VXが実行役の身体に付着した場合等に備え、治療役として、被告人に加えてIを同行させること、V、W等の諜報省のメンバーを犯行に加えることも指示した。

なお、被告人は、RにVXを使用するという謀議の現場にはいなかつた旨主張するので、その点については、後に検討する。

8 被告人は、X2棟に赴き、SからVX塩酸塩を受け取った上、これを溶媒（ヘキサン）に溶かして、濃淡二種類のVX溶液を作成して注射器に注入し、X1棟において、右注射器二本をそれぞれビニール袋に入れてシーラー（熱を利用した圧着機）で密封し、発泡スチロールの箱に納め、自動車に積み込んだ。この時のVX溶液は、茶色掛かっていた。

9 被告人らは、同日午後、自動車二台に分乗してR方付近に赴き、U、M及びVは、R方付近のマンションの屋上からR方の様子を見張り、被告人、I及びWは、付近のレストランの駐車場に駐車した車両内で待機した。

10 Uは、同日夕方、Rが自宅から出てきたので、右マンションから同人方前の路上に急行したが、同人と目が合つたような気がしたため、実行することができなかつた。その後、Rが外出しなかつたため、Uらは、その日の実行を断念した（以下「第一次襲撃」という。）。

被告人は、同日夜に予定されていたルドラチャクリンのイニシエーションに立ち会うために、襲撃前にVXをIに託して犯行現場を離れた。被告人は、山梨県西八代郡上九一色村の教団施設に戻り、Eに対し、まだ実行していない旨を報告した。

なお、Uは、上九一色村に戻った被告人に対し、まだ実行していない旨を電話で伝えた。

11 U、M、I、V及びWは、同日夜、犯行計画の一部を見直し、Rと目が合つたというUからXに実行役を変更するとともに、R方の斜め向かいにある空き家を見張り場所兼実行役の待機場所にすることにした。U、M及びWは、同月二七日ころの早朝、右空き家に入ってR方の見張りを開始した。その後、Xは、上九一色村の教団施設から駆け付けて、手術用のゴム手袋の上から軍手をはめ、さらに、VX中毒の予防薬の錠剤を飲んで、実行の機会を窺つて待機していたが、Rが外出しなかつたため、この日も実行に及ぶことはできなかつた。

12 M、X及びWは、同月二八日ころの早朝も、再び右空き家に入ってR方の見張りを開始した。Mらは、一時間くらい経過後、Rが自宅から出てきたので、同人方前路上において、M及びXがジョギングをしているように装い、MがRに声を掛けてその注意をそらし、Xが注射器に入ったVX塩酸塩の溶液をRの背後からその後頭部付近に掛けた（以下「第二次襲撃」という。）。

U及びMは、同日午後、第二サティアンと称する教団施設に戻り、RにVXを掛けた旨をEに報告したところ、Eは、「よくやった」などと言い、その功績により、実行役のXを師補から菩師に昇格させた。しかし、Eは、Uらが犯行結果を確認していないことを知つて怒り出し、犯行結果の調査を指示した。Uは、自ら調査したところ、Rの身体には何ら異変は生じておらず、犯行が失敗に終わったことが判明したので、Eにその旨を報告した。

13 Eは、Rに掛けたVXの効果がなかつた旨の報告を受け、同月三〇日こ

る、第二サティアン三階の自室において、S及び被告人に対し、犯行が失敗した理由を問い合わせたところ、Sは、製造した物質がVXそのものではなくVX塩酸塩であったことが原因である旨答えたので、Eは、Sに対し、早急に純粋のVXを製造するように指示した（なお、Sは、失敗の理由を問い合わせたのはEからではなくLからである旨供述するが、関係者の供述に照らしてもLの関与は窺われず、被告人が供述するように、Eから問い合わせされたと考えるのが自然である。）。一方、被告人は、Eに対し、「VXの前駆体ができておらず、VXそのものができないのだと思います」などと述べた。

Sは、直ちにVXの製造に取り掛かり、今度は、保管していたVXの前駆体に反応促進剤を用いて、VXを含む溶液約五〇グラムを製造した。Sは、成分分析を行ってVXが製造されていることを確認し、Lを通じてEにその旨を報告した。この時に製造されたVX溶液は、無色透明であった。

14 Eは、Sの右報告を踏まえて、Rに再度VXを使って同人を殺害しようと企て、同年一二月一日ころ、第六サティアン一階の自室において、Mに対し、「新しいVXができた。それでRをポアしろ。今度は大丈夫だろう」などと言って、前回と同じ方法でRを殺害するように指示した。

被告人は、IからVXを注射器に入れて準備するように依頼を受け、X2棟に行って、SからVX溶液の入った耐熱ねじ口瓶を受け取り、同棟の強制排気装置が設けられたスーパーハウス内において、ゴム手袋を着けて、右VX溶液を注射器二本にそれぞれ注入した。被告人は、その際に使用した注射針を取り外して加水分解用のバケツの中に入れ、新しい注射針を注射器に付け直した。被告人は、X1棟に戻り、注射器二本をそれぞれビニール袋に入れてシーラーで密封し、Iに手渡した。Iは、これらを発泡スチロールの箱に納めた。

15 U、M、I、X、V及びWは、同日夜、前回と同様の方法で犯行を実行することを確認し合った。右六名は、同月二日早朝、自動車二台に分乗してR方付近に向かった。Xは、だて眼鏡や白いマスクを着け、手術用の手袋の上に更に軍手をはめ、VX中毒の予防薬を飲んだ上、右空き家で待機した。Mらは、同日午前八時三〇分ころ、Rがごみ捨てのために自宅から路上に出てきたので、M及びXがジョギングをしているように装ってRに近づき、MがRに声を掛けた隙に、Xが判示第三の犯行に及んだ（以下「第三次襲撃」という。）。

16 Rは、自宅に戻って間もなく、激しい嘔吐や痙攣の症状に陥り、同人方にいたTの一九番通報により、W2大学救命救急センターに搬送された。Rは、右搬送時、意識障害、下顎呼吸及び縮瞳のほか、対光反射がないなどの症状があり、そのまま放置すれば死亡するに至る切迫した状態であったが、気管内挿管による人工呼吸等の治療を受けて、幸いにも一命を取り留め、平成七年一月一一日に退院し、同月三一日まで通院治療を受けて回復した。

17 Uらは、R方の電話を盗聴し、同人が、急に吐いて、背中を反って苦しがり、右病院に入院したことなどを知り、MらがEにその旨を報告した。

18 Sが製造したVXは、平成六年一二月一二日、大阪府内において、X2にも使用され、同人は、同月二二日に死亡し、その血清からVXの加水分解物や代謝物が検出された。

以上のような事実が認められる。

三 被告人の当公判廷における供述

これに対し、被告人は、当公判廷において、次のように供述している。すなわち、

1 私が、一月二六日にEの部屋に行った時に、RにVXを掛けてポアしろとは聞いておらず、私が部屋に入る前にその話が出たのではないかと思う。ただ、私は、人に対してVXを使うことは分かり、自分がVX入りの注射器を東京まで持つていってUに渡す役を担当するほか、Iの医療班を少し手伝うのかなと思った。しかし、私は、UがRに対する第一次襲撃を行う前に、ルドラチャクリンのイニシエーションのために現場を離れ、その後は本件に関与しておらず、第二次襲撃及び第三次襲撃については、その共謀にすら関与していない。Eは、私がイニシエーションに遅れたことに不機嫌であり、私は、これ以上、R事件に関わらなくてよく、以後、東京には行かなくてよいのだと思った。その後に、私が第二次襲撃のVXが効かなかつた原因に

について意見を求められたのは、私が以前からVXはできていないと主張していたからだと思う。私は、第三次襲撃に使われたVXを注射器に準備した時も、同じ人物に使用されるものだなどとは全く思っていなかった。

2 私は、一一月二六日にEから指示があった時点では、Sの造ったものはVXができないと考えていたので、マハームドラーだと思っていた。第一次襲撃及び第二次襲撃の失敗後、Sは、VXが効かなかったのは、塩酸塩だったからだと主張して新しくVXを造り直したが、私は、VXの前駆体自体ができないのだから、同じ前駆体を使用して造り直しても、VXはできないと考えており、その効果はないと思っていた。SのGC-MS法（ガスクロマトグラフィー質量分析法）による成分分析も信用していなかった。私は、第一次襲撃のために注射器を準備した時にVXが腕に付いたが、何も異変はなかった。また、新しいVXは、第一次襲撃及び第二次襲撃に使用されて効果のなかったVXとは性状が全く異なっていたが、以前、Fの車にVXを塗布しようとした時のVXと性状が似ており、私は、その時、VXが手に付いたが、何も異変はなかった。したがって、私は、新しいVXにも毒性はないと思っていた。私がVXを注入する際に手袋をしたのは、有機溶媒を扱うに当たっての通常の行為をしただけであり、使用した注射針を加水分解用のバケツに入れたのは、言われるままに行つただけであり、VXを入れた注射器をビニール袋に入れて密封したのは、持ち運びに便利だと考えたために過ぎない。

被告人は、当公判廷において、以上のような趣旨の供述をしている。

四 共謀の有無

1 弁護人は、被告人の共謀につき、被告人は、第一次襲撃前の平成六年一一月二六日ころの朝、第六サティアン一階のEの部屋において、EからVXを使用してRを殺害することの指示があった場にはいなかったのであるから、Rに対する襲撃の共謀にそもそも関与していない旨主張し、被告人も、当公判廷において、これに沿う弁解をしている。

しかしながら、右謀議の現場にいたU及びMは、いずれも被告人が右謀議の現場により、正に被告人がその場にいる時に、EからR殺害の指示が出た旨供述している。U及びMの右各供述は、互いに一致して補強し合っており、また、右両名は、いずれもVXによるRの襲撃について自らの関与を認めており、被告人に罪を被せる形で自己の刑事責任を軽減させる内容の供述をしているものではない。さらに、Eは、Rに対するVXの使用を指示する場に、わざわざ被告人を呼び寄せていてこと、被告人は、VXの製造方法の調査につき、Eから言われてSに指示しており、VXについてはその製造当初から関与していること、被告人は、第一次襲撃において、VXを注射器に入れて準備し、自らも現場近くまで行っていること、被告人は、第三次襲撃に

おいても、VXを注射器に注入して犯行の準備をしていることなど、被告人のその後の行動等に照らしても、被告人が右謀議の重要な部分について参加していないことは考え難い。これらの事情に照らすと、U及びMの右各供述の信用性は高いというべきであり、他方、被告人の右弁解は、到底信用することができない。

したがって、被告人は、第一次襲撃前に行われたR襲撃に関する謀議において、当初からその場にいたことが認められ、TがRの庇護の下に裁判を起こしたことから、T親子を教団に戻すとともにVXの効果を実験するために、Rに殺傷能力の高いVXを掛けてボアすること、すなわち、同人を殺害することにつき、十分に認識していたことが認められる。

2 次に、弁護人は、Rに対する第一次襲撃、第二次襲撃及び第三次襲撃が、いずれも別個の共謀に基づくものであって、被告人は、第一次襲撃の途中で襲撃現場から離れたことをもって、当初の共謀から離脱したものであり、その後に行われた襲撃については共謀すらしていない旨主張する。

しかしながら、前記二認定の各事実に照らすと、Rに対する第一次襲撃、第二次襲撃及び第三次襲撃は、いずれもその対象、目的、襲撃方法、実行行為者等の犯行の重要な部分を同じくするものである上、時期も極めて近接しており、全体として当初からの共謀に基づく一連の犯行であるというべきである。そして、被告人は、第一次襲撃前の謀議に参加し、その重要な部分について認識していた上、その後、第一次襲撃の途中にその襲撃現場から離れてはいるものの、これは、ルドラチャクリンのイニシエーションへの立会いという教団関係の別の仕事が競合したために、一時そちらを優先させることにしたというものである。しかも、被告人は、襲撃現場を離れる際に、他の共犯者の襲撃をやめさせることをしなかったのはもとより、自らが準備して襲

撃現場に持参したVX溶液の入った注射器を回収することもせず、それを引き続き襲撃の用に供するために共犯者であるIに託している。また、被告人は、上九一色

村に戻ってからも、Uから電話で、まだ襲撃に及んでいない旨の報告を受けてい
る。さらに、被告人は、第二次襲撃の失敗の原因について検討する場に呼ばれて意
見を求められ、その際、Eから、Sに対し、至急新たにVXを製造するようにとの
指示がなされたことを認識しているのであるから、被告人自身も、Rに対する襲撃
計画が続行しており、そのためにVXの製造が改めて指示されたのだということは
十分に認識したはずである（被告人は、右検討の場に呼ばれたことについて、以前
から自分がVXの効果について疑問を述べていたためである旨弁解しているが、そ
れだけで、EからSに

改めてVXの製造が指示されるような重要な場に被告人が呼ばれるとは考え難く、
右弁解は、信用することができない。）。その上で、被告人は、第三次襲撃に際し
て、第一次襲撃から関与していたIに頼まれて、Sが新しく造ったVXを注射器二
本に注入してIに手渡しているのであるから、その時点で、右注射器がRに対する
襲撃に使用されることには、十分に認識していたと認められる。

3 これら的事情に照らすと、被告人が、第一次襲撃の現場から離れた後も、
共犯関係から離脱することなくRに対する襲撃への関与を続けており、同人に対する
第三次襲撃の犯行についても、Eらと共謀があつたことは明らかであり、また、
右犯行において、VXの準備という極めて重要かつ必要不可欠な行為を行っている
ことなどにかんがみると、被告人に共謀共同正犯が成立することは明らかである。

したがって、被告人が共謀に加わっていなかつた旨の弁護人の主張は、理由
がない。

五 殺意の有無

1 弁護人は、被告人の殺意につき、被告人は、VX一般の毒性については認
識があつたものの、そもそも犯行に使用されたVXについては未だ完成していない
と思っていたのであるから、殺意がなかつた旨主張する。

2 確かに、被告人が、Sに対し、VXが完成したというSの成分分析について
信用しない旨を発言していたことは、Sの供述からも認められる。また、被告人
が、Rに対する第二次襲撃が失敗した理由につき、VXの前駆体自体ができてい
ないことが原因である旨を発言していたことも、Sに対する反発から出た発言では
あるにせよ、前記二認定のとおりである。そして、これまでにSが製造したVXにつ
いては、実際にその効果が確認されたこともなく、Fに対する襲撃の際には、ポマ
ードをVXと呼ばれた液体と混ぜる際に液体が手に付いた感じがしたが、皮膚に異
常は生じなかつたという被告人の弁解も、これを排斥するまでの事情は認め難い。
また、関係者らの供述に照らすと、Rに対する襲撃は、VXの効果があるか否かを
実験する意味でなさ

れた側面もあることは否定できない。

そうすると、被告人が、右犯行に使用されたVXにつき、その致死的効果を
確信していたとまでは、認めることができない。

3 しかしながら、Rが、VXの中毐症状を起こして瀕死の状態であったこ
と、Rに対するVXによる襲撃と近接するころに、X2が、同じくSが製造したV
Xを使用されて死亡するに至っていることなどに照らすと、Rに対する犯行に使
用されたVXが、客観的に見て、VXとしての極めて高い致死的効果を有していたこ
とは明らかである。

そして、Sは、既に松本サリン事件で多大な被害を出したサリンを生成した
ことなどの実績があり、同人の化学的分野における高い能力については、被告人自
身も十分に認識していたところである。そのSが、Rに対する第二次襲撃の失敗後
に、Eから指示されて改めて製造したVXについて、被告人が、その致死的効果を
全く信用していなかつたとは、およそ考え難い。実際にも、被告人は、強制排気装
置の設置されたスーパーhaus内において、右犯行に使用されたVXを手袋を着け
て注射器に注入しており、使用した注射針の始末にも気を遣い、さらに、右VXの
入った注射器をビニール袋に入れてシーラーで密封するなど、VXの毒性に十分に
配慮した行動をとっており、これらの被告人の行動からも、被告人が右VXの危険
性を軽く考えていた

とは、到底いうことができないのである（被告人は、自らの右各行動の理由につ
いて種々の弁解をしているが、いずれも信用することはできない。）。さらに、右犯
行に使用されたVXは、第二次襲撃で使用された致死性のないものとは性状を異に
している上、実行犯であるXも、二重に手袋をはめ、VX中毒の予防薬を飲むなど
して慎重に取り扱っているのであって、被告人のみがその危険性を考慮していなか
つたとは、およそ考えられない。

4 以上の事情に照らすと、被告人が、右犯行に使用するVXについて、その致死的効果を確信し、Rに対する確定的殺意を有していたとまでは認められないとしても、右VXが完成されたものであり、致死的効果を有している可能性があることは十分に認識し、致死の結果が発生することを認容した上で、右犯行に加担したものであって、少なくともRに対する未必の殺意があったことは、優に認定することができる。

したがって、被告人にはRに対する殺意がなかった旨の弁護人の主張は、理由がない。

第四 判示第四の各事実について（地下鉄サリン事件）

一 弁護人の主張

弁護人は、判示第四の各事実について、被告人が、犯行に使用されたサリンを生成したこと自体は争わないものの、被告人は、①サリンがどのように使われるのかについて、全く知らずに生成したものであり、地下鉄車両内等にサリンを発散させて乗客等を殺害することを共謀したことはなく、②仮に一定の罪責は免れないとしても、サリンの生成に関与した他の教団信者らが、殺人予備又は殺人幇助として起訴されていることと対比しても、殺人の共謀共同正犯としての罪責は負わない旨主張する。また、被告人も、当公判廷において、当初の被告事件に対する陳述では、公訴事実（訴因変更前のもの）について、「私、I及びSの三人でサリンを製造したことは、間違いありません。このサリンが、地下鉄で撒布されたと思われます。また、共謀について

ても、大なり小なりの関係があつたと思われます」などと述べてこれを全面的に認めたものの、その後、これを否認するに至り、弁護人の右主張に沿った弁解をしている。

二 証拠によって認定できる事実

そこで、検討すると、関係各証拠によれば、次のような事実が認められる。すなわち、

1 読売新聞が、平成七年一月一日、山梨県西八代郡上九一色村の教団施設の近くでサリン残留物が発見され、松本サリン事件との関係で捜査が進められているとの報道をしたことから、Eの指示により、教団内の違法薬物やその原料となる薬品類等が処分されることになり、教団内で保管されていたサリンもすべて廃棄処分された。しかし、Iは、将来サリンの生成が困難になることをおそれ、サリンの生成に使用するメチルホスホン酸ジフロライド（以下「ジフロ」という。）の一部を処分せず、隠匿して保管することにした。

2 目黒公証役場の事務長をしていたYの逮捕監禁事件が、同年二月二八日に発生し、事件直後から教団による関与が疑われ、同年三月中旬ころには、事件に使用された自動車が特定され 指紋が検出された旨の報道がなされるに至った。

3 Uは、同年三月一〇日前後ころ、Lから、警視庁を攻撃対象として、被告人の培養した細菌を使うように指示されて、W及びXとともに、営団地下鉄霞ヶ関駅を下見した上で、同月一五日朝、被告人からボツリヌス菌を受け取り、アタッシエケース三個の中に入れて同駅構内で噴霧したが、被害は出なかった（以下「アタッシエケース事件」という。）。

4 Eは、同月一七日、教団信者数名を正悟師に昇格させ、被告人も正悟師長補に昇格した。その昇格祝いの食事会が、同日午後一一時ころ、東京都杉並区y所在の教団経営に係る飲食店「W3」において行われることになり、被告人ら三〇名以上が、上九一色村から七、八台の自動車に分乗して同店に赴いた。Eは、右食事会に出向く際には、妻のY2や子供らと一緒に自分専用の普通乗用自動車（以下「リムジン」という。）に乗ってきたが、翌一八日未明、右食事会が終わって帰途に着く際には、Y2に対し、「Uが話があるそうだから、悪いが別の車に乗ってくれ」などと言って、L、U、C3、H及び被告人に対し、リムジンに同乗するよう指示した。被告人は、それまでリムジンに乗ることはほとんどなかった。

被告人は、リムジン内において、Eから、「サリン造れるか」などと尋ねられ、「条件が整えば、造れると思います」などと答えた。

5 リムジンは、同日午前四時半ころ、上九一色村の第二サティアンと称する教団施設前に到着し、被告人は、イニシエーションの準備をするためにX1棟まで警備の車で送ってもらった。イニシエーションは、同日午前五時ないし午前五時半ころに始まり、同日午前六時前ころに終了した。

6 Lは、同日朝、D2、A2、E2及びC2に対し、強制捜査を実施しようとしている警察の目先を変えさせるために、地下鉄にサリンを撒くことを指示し、

同人らの承諾を得た。Lは、「前にアタッシュケースに仕込んだ噴霧器を地下鉄の構内に置いたことがあった。それからすると、密閉した空間でないと余り効果が出ない。それで、今度は車内に撒く。決行は二〇日だ。月曜日の朝の通勤時間帯を狙う」「目標は、霞ヶ関の駅だ。それで、そこを通る路線にそれぞれが乗って、通勤時間帯に撒く」などとも話した。Lは、同月一八日夕方ころ、B2に対しても、地下鉄にサリンを撒くことを指示した。

実行役に指名された者らは、東京都内に集結し、運転手役に指名された者と下見を行ったり、犯行時の服装を準備するなどした。

7 Lは、同日、Iに対し、地下鉄でサリンを使うので、同人が保管していたジフロを使ってサリンを生成するように指示し、また、被告人に対しても、「V3師（Iのホーリーネーム）が君の所に行くので、よろしく頼む」などと言った。

Iは、隠匿して保管していたジフロを持ってX1棟に行き、右ジフロからサリンを生成することを被告人に伝えた。被告人は、松本サリン事件のことも頭をよぎり、サリン生成に関わりたくない気持ちが強くなり、Sの所に行ってジフロの容器を渡し、「これ、ジフロなんだけれども、君の所で造るんだろう」などと言い、ジフロを渡して分析を依頼するなどした。

8 被告人は、同日夜ないし翌一九日未明ころ、Eから、サリンの生成を改めて命じられ、これを承諾した。被告人は、右一九日昼前にも、EやLから、再度、「早くやれ。今日中に造ってくれ」などと急いでサリンを生成するように指示された。

9 被告人は、そのころ、Sに対し、サリンの生成につき、「君の所でやってくれるんだろう」と尋ねたが、Sは、X2棟と称する教団施設内にあったスーパーハウス（一種の箱で、中に実験装置をセットし、有毒ガスが発生しても強制的に排気され、実験者が有毒ガスを吸わないで済むドラフトの装置を設置したプレハブ小屋）が既に撤去されており、残されたドラフトも排気能力が弱くてサリンを生成するには危険であったことなどから、「僕の所では無理だ」などと答えた。

10 被告人及びIは、X1棟内のドラフトを設置した部屋（ドラフトルーム）において、ジフロからサリンを生成することとなり、Sの助言を得て生成方法を決定した。Iは、サリンの生成に使用するジフロやイソプロピルアルコール等の薬品名や生成方法等を記載したSのメモ（いわゆる物質収支メモ）をX1棟に持参し、被告人らは、それに従って準備を開始し、右ドラフトルーム内にサリンを生成するための器具等を設置した。

被告人は、準備が終了した段階でSを呼び、同人が設置状況等を確認した。その上で、被告人が、滴下ロートにイソプロピルアルコールを入れ、Sが、滴下ロートのバルブを調節して滴下をスタートさせ、サリンの生成を開始した。被告人は、Zに手伝わせて、滴下状況等を観察させた。

その後、Sは、被告人の求めに応じるなどして数回にわたりX1棟を訪れ、サリンの生成状況を確認し、生成が進んでいなかつたことから、生成方法を加熱方式に変更することなどを適宜助言した。

被告人は、同日深夜ないし翌二〇日未明ころ、二層に分かれた溶液が生成されたので、Sに対し、「滴下が終わったので、見てくれ」などと言って頼み、SがGC-Ms法（ガスクロマトグラフィー質量分析法）により分析したところ、生成された二層の溶液にはいずれもサリンが約三〇パーセント含有されていることが確認された。Iが、Sに対し、不純物の除去の方法について尋ねたところ、Sは、分離すれば除去できるが、分離には一日くらい掛かる旨答えた。

11 被告人は、同月一九日夜に教団の青山総本部に火炎瓶が投げ入れられたこと（Uによる教団の自作自演の事件）や、教団大阪支部に強制捜査が入ったことに関する情報を順次聞き知った。被告人は、Zから、警察の捜査に関する情報を告げられた際、作業をやめることはせず、更にイソプロピルアルコールの滴下量を増やし、Zから、「何時までに造るんですか。明日の朝までですか」などと尋ねられるや、「それじゃ遅いんだ。今日中なんだ」などと答えた。

12 被告人が、Eに対し、サリンが生成できたが、混合物であることなどを報告したところ、Eは、「X1、いいよ、それで。それ以上やらなくていいから」などと言った。

13 Lは、Iに対し、厚手のナイロン・ポリエチレン袋の束を渡して、サリンを入れる袋を作成するように指示し、被告人及びIは、X1棟にあつたシーラー（熱を利用した圧着機）を利用して、サリンを入れる袋を作り始めた。

被告人は、それと並行して、Zとともにサリンの濾過作業を行い、袋を作り

終えた同月二〇日午前零時三〇分過ぎころから、ドラフトルームにおいて、ビニール袋を頭からかぶり、ビニール袋の中に酸素ボンベから酸素を入れて防毒マスク代わりにして、サリンを袋詰めにする作業を行い、さらに、Lからの指示に従い、サリンの入った袋を二重にし、同日午前二時前にはようやくすべての作業を終えた。被告人は、でき上がったサリン入りのナイロン・ポリエチレン袋を段ボール箱に入れ、第七サティアンと称する教団施設三階に行ってLに渡した。

また、被告人は、Lに指示されて、Iとともにサリンを入れたものと同じナイロン・ポリエチレン袋に水を入れたものを五、六個作成し、第七サティアンにいるLに渡した。

14 サリン撒布の実行犯として指名されたD2、A2、C2、E2及びB2の五名は、そのころ、Lからサリンを取りに来るようになると指示され、東京都内から第七サティアンに赴いた。Lは、右五名に対し、サリンの袋は二重になっていること、地下鉄車両内に持ち込む前に外側の袋を取り除くこと、傘の先端で突き破ってサリンを撒くことなどを説明し、被告人らが作った水袋を使って予行演習をさせた。その結果、サリンの袋は、目立つので新聞紙で包むこととなり、被告人は、Lに指示されて、新聞紙をX1棟から持ってきた。

また、被告人は、Lに指示されて、X1棟に戻り、Iからサリン中毒の予防薬であるメスチノンを受け取ってこれを第七サティアンに持参し、D2らの面前で、「二時間前に飲む薬だ」などと説明した。さらに、被告人は、サリン入りの一袋を段ボール箱からB2が持参していた鞄に入れ替えた。B2らは、鞄に入れられた右一袋を東京都内に持ち帰り、分配した。

15 D2ら実行犯五名は、同日午前八時ころ、判示第四認定のとおり、五つの地下鉄車両内において、被告人らの作成したサリン入りナイロン・ポリエチレン袋一一袋を使用してサリンを撒き、一二名の死亡者を始めとする大きな被害を発生させた。

16 被告人は、同日夕方、第六サティアンと称する教団施設前で出会ったM、A2及びZ2らに対し、東京の方で人が死んでいること、Eが起きていて会えることなどを伝えた。

17 Eは、同月二一日昼ころ、被告人に対し、「明日、強制捜査が入る。この間使ったシーラーは、サットヴァレモン（教団内で製造されていた飲物）でべとべとにしておけ」などと指示した。被告人は、右指示を受けて、厚生省所属の部下であるS3に対し、右シーラーのテフロン部分が一部欠けていて特徴的だったことから、これを新しいのに張り替えた上、サットヴァレモンでべとべとにしておくように指示した。

以上のような事実が認められる。

三 共謀の有無

1 このように、被告人は、Eらから指示されて、地下鉄サリン事件に使用されたサリンを生成したのであるが、被告人としても、サリンが極めて致死的効果の高い毒物であることや、半年余り前の松本サリン事件において、サリンが噴霧されたことにより、不特定多数の者が殺害されたことを知悉していたのであるから、サリンを生成すれば、必ず誰かへの攻撃に使用され、人の死傷という重大な結果を招来することは、十分に認識していたと認められる。また、①被告人は、非常に急がれてサリンを生成していること、②被告人は、生成したサリンを多数のナイロン・ポリエチレン袋に詰めて、Lに手渡していること、③被告人は、実行犯らが犯行の予行演習に使用した水入りのナイロン・ポリエチレン袋、新聞紙及びサリン中毒の予防薬を同人らが

予行演習等をしていた第七サティアンに届け、右予防薬については、同人らの面前で、「二時間前に飲む薬だ」などと説明していること、④被告人は、同所において、サリン入りの多数のナイロン・ポリエチレン袋を実行犯らが東京都内に持ち帰るための鞄に詰め替えていたことなどの事情が認められるのであって、被告人は、正に地下鉄サリン事件の最終準備作業に関与していたということができる。

これらの事情に照らすと、被告人は、自ら生成して袋詰めにしたサリンが、近いうちに人の殺害のために使用されることを十分に認識していたと認められ、少なくとも右袋詰めのサリンを使用した殺害行為について、Eらとの共謀があつたことは明らかといるべきである。

2 これに対し、被告人は、当公判廷において、サリンが近いうちに人の殺害のために使用されるとは思っていない旨供述し、その理由として種々の弁解をしているので、以下、その点について検討する。

(一) まず、被告人は、Eからサリンの生成を指示された時に、サリンを生成する目的については何ら考えることなく、これを承諾したなどと弁解している。

しかしながら、そもそもサリンは、人を殺傷する以外に用途のない化学兵器ともいべき毒物である上、被告人は、右指示を受けた後、Sに対し、同人自身がサリンを生成することはできないかと打診するなど、自らがサリンを生成することにためらいを覚えていたと認められる行動をとっているのであって、このような事情に照らすと、被告人の右弁解を信用することはできない。

(二) また、被告人は、Eにサリンの混合物が生成できたことを報告して分溜の必要があるかどうかを尋ねた際に、「X 1、いいよ、それで。それ以上やらなくていいから」と言わされたので、サリンの生成中止が指示されたと思い、生成途中のサリンが使用されるとは全く思っていなかつたなどと弁解している。

しかしながら、被告人が生成したサリンは、不純物との混合物ではあったものの、被告人は、Sが成分分析によってサリンの生成を確認したことを自らも認識しており、また、サリンをナイロン・ポリエチレン袋に詰める際には、過って吸入するのを防ぐために、簡易な酸素マスクを着けて、ドラフトルームで作業しているのであるから、これが既にサリンとしての致死的効果を有するものであることを十分に認識していたことが認められる。してみると、Eの右発言は、サリンの生成を急いでいたので、分溜を行うことなくサリンの生成を終了しても良いという趣旨の指示であると理解するのが自然であって、サリンの生成自体を中止する旨の指示と理解したという被告人の右弁解は、信用し難いというほかない。

(三) さらに、被告人は、サリンをナイロン・ポリエチレン袋一一袋に小分けしたことについて、サリンを単に移動して保管させるためだと思ったなどと弁解している。

しかしながら、そもそもサリンを単に移動して保管させるためだけであれば、サリンを大急ぎで生成したり、サリンをナイロン・ポリエチレン袋に小分けしたり、水入りのナイロン・ポリエチレン袋を五、六袋も作成したり、過去にサリンの撒布の際に使用したサリン中毒の予防薬を準備したりする必要があるとは考えられないのであって、被告人の右弁解は、信用することが困難である。

3 したがって、被告人の弁解は、いずれも信用できず、被告人の共謀の認定に合理的な疑いを抱かせる事情は存在しない。

四 共謀の具体的な内容

そこで、更に進んで、被告人に具体的にどの程度の共謀があったのかについて検討する。

1 (一) まず、Sは、捜査段階において、被告人とIからサリンの分溜方法等について尋ねられた後、被告人が、「東京に行かないように第二厚生省のメンバーに伝えてくれ」と言い、さらに、後ろ向きの状態で、「国会図書館とか、地下鉄を使うような所とかね」と言った旨供述している。また、被告人も、捜査段階において、アタッシェケース事件後に、誰かが、Lに対し、「東京」とか「地下鉄」とか言って、「下見をしてきた」と話しているところに出くわしたので、サリンが東京の方で使われるという気持ちがあり、Sに対し、「東京の方へは行かない方がいい」と言ってやった旨供述している。

(二) この点、被告人は、当公判廷において、「私は、そのような趣旨の発言をSにしたことはない。Sは、私に対する不快感ないし恨みから、私を陥れようとして、そのような供述をしたと思われる。また、私の捜査段階の供述は、Uがアタッシェケース事件の前に東京で同事件の下見をしてきたとLに話しているのを見たと私が供述していたことから、検察官が、その時期をずらし、Sの供述にこじつけて勝手に作り上げたものである」などと弁解している。

(三) しかしながら、Sの右供述は、具体的であって信用性が高いというのみならず、その内容は、サリンの用途についてのS自身の認識を裏付けることになるのであるから、Sにおいて、被告人を陥れるために敢えて虚偽の供述をしたとは考え難い。また、検察官がSの供述に合わせて被告人の供述を勝手に作り上げたとの弁解についても、検察官が、ありもしない供述をあったかのように記載してSの供述と合わせるために、被告人が別件についてした供述を改作するというような姑息な手段まで用いたとは考え難いのであって、被告人の右弁解は、信用することができ難い。したがって、被告人及びSの捜査段階における右各供述は、十分に信用することができるのに対し、被告人の当公判廷における右供述は、信用し難いというほかない。

(四) そして、被告人の右発言の内容等に照らすと、被告人は、生成したサ

リンが、東京方面、しかも地下鉄等の閉鎖空間において使用されることについてまで認識していたことが認められる。

2(一) また、Uは、被告人がEからサリンの生成の可否を聞かれたというリムジン内の会話の状況について、当公判廷において、次のように証言している。すなわち、Hが、リムジン内において、Eに対し、「いつになつたら、四つになつて戦えるんでしょうか」と尋ねたところ、Eが、「なあ、X3(Lのホーリーネーム)、一一月ごろかな」と言い、Lが、「今回のアタッシェケース事件が成功していれば、強制捜査がなかったということなんでしょうか」と言った。しばらく沈黙が続いた後、Eが、「Y3(Uのホーリーネーム)、何かないのか」と尋ねたので、私は、「T(ボツリヌストキシンのこと)じゃなくて、妖術(サリンのこと)だったら、なかつたということなんでしょうか」と答えた。Lが、「地下鉄にサリンを撒けばいいんじゃないか」と言うと、Eは、「それはパニックになるかも知れないな」と言った。私が、「硫酸か何か撒けばいいんじゃないでしょうか」と言ったところ、Eは、「サリンじゃないと駄目だ」と言い、Lに対し、「おまえ、総指揮をやれ」と命じた。Lが、「今度、正悟師になるA2、B2、C2及びE2の四人を使いましょうか」と言ったところ、Eは、「D2も付け加えればいいんじゃないか」と言った。また、Eが、被告人に対し、「サリン造れるか」と尋ねたところ、被告人は、「条件が整えば、造れるんじゃないでしょうか」と答えた。さらに、Eが、「A3とQ2が、政権交代を目的にサリンを撒いたことにはすればいいんじゃないか」と言った上、「サリンを撒いたとして、強制捜査が来るかどうか、どう思うか」と尋ねたところ、C3が、「関係なしに来るでしょう」と答えた。そのほかに、リムジンの中では、社会の同情を買うために、B3教授邸に爆弾を仕掛けたり、青山道場に火炎瓶を投げたりすればいいのではないかという話、イニシエーションの予定をどうするのかという話、更には強制捜査が入った場合には、宗教弾圧という趣旨のビラを撒こうという話等が出された。リムジンは、三月一八日午前四時ころに上九一色村に着き、Eは、「瞑想して考える」と言って、リムジンを下車した。Uは、以上のような趣旨の証言をしている。

(二) Uの右証言は、教団に対する強制捜査が切迫していた当時の状況や、アタッシェケース事件から地下鉄サリン事件に至る事態の流れ等とも符合している上、被告人が、Eから、「サリン造れるか」などと尋ねられた経緯としても自然である。また、Uは、自分が犯行の切っ掛けとなる発言をしたことなど、自己に不利益な事実をも進んで証言している。さらに、C3は、当公判廷において、リムジン内で、強制捜査が近いので、何か首都圏に混乱があれば、それを阻止できるのではないか、教団の道場やシンパと思われている人に対する襲撃を仮装して、教団が嫌がらせをされているように装うのはどうかなどという話が出たことや、Eから、教団に対する嫌がらせのビラをわざと作るようにと指示され、自分が実際にその後ビラを作ったことなどを証言しており、Uの右証言を一部裏付けている。

これらの事情に照らすと、Uの右証言の信用性は高く、右リムジン内において、Uが証言するような内容の話合いがなされたことは、十分に認定することができる。

もっとも、Uの右証言によつても、Eは、「瞑想して考える」などと書いて話を打ち切つており、被告人も、その後、改めてEからサリンの生成を指示されるまでは、サリンの生成に着手していないことなどに照らすと、右リムジン内の会話によって、犯行の共謀が完全に成立したとまで認めるのは困難である。しかしながら、その後の地下鉄サリン事件に至るまでの客観的状況等に照らすと、右リムジン内の会話は、その後に実行された同事件の切っ掛けともなり、また、同事件は、その大枠において、右リムジン内で話し合われたとおりに実行されたことが認められる。

(三) この点、被告人は、右リムジン内の会話について、同車に乗り込んで座ろうとした際に、「強制捜査が」という話し声を聞いたが、それ以外は、同車の走行音やコスモクリーナー(教団内で製造されていた空気清浄機)の音がうるさかつたこと、もともと左耳が難聴であること、途中で眠ってしまったことなどから、何も聞き取れなかった、その後、しか起こされると、Eが「サリン造れるか」と尋ねてきたので、「条件が整えば、造れると思います」と答えた旨弁解している。

しかしながら、被告人が、Eから、密室となるリムジンに乗車するように

わざわざ声を掛けられたのに、その車内でなされた会話について、あたかも被告人のみが部外者であるかのように、全く無関心で、全然聞いていなかったとは考え難いというべきである。特に、リムジン内の会話の内容は、アタッシェケース事件やサリンの利用等にも及んでいるところ、被告人は、これまで松本サリン事件やアタッシェケース事件等に関与していたのであるから、その会話を何ら聞いていなかつたというのは、甚だ不自然である。また、被告人は、自分がリムジンに乗るよう言われたのは、その後に行われたイニシエーションの便宜のために過ぎないなどとも弁解しているが、被告人は、上九一色村に到着後、一人でX1棟に戻ってイニシエーションの準備を

しているのであって、わざわざEと一緒にリムジンに乗って帰る必然性も見出し難い。

確かに、リムジンの走行音やコスモクリーナー等の音がある程度あったことは、C3も当公判廷において証言しているところであり、また、被告人の左耳が難聴であることも否定できないものの、被告人がリムジン内の会話を全く聴取できないほどの状況であったとは考え難く、さらに、被告人が滅多に乗る機会もなかつた教祖Eのリムジン内で眠っていたということも、甚だ考え難いところである。しかも、被告人は、捜査段階においては、リムジン内のコスモクリーナーの音や自らが眠っていたことなどについては、一切供述しておらず、Eらの強制捜査に関する話が一段落した時に、Eから「お前、サリン造れるか」と尋ねられた旨供述しているのである。

したがって、リムジン内の会話について全く聞いていなかったという被告人の当公判廷における右供述は信用できず、被告人において、少なくともリムジン内で強制捜査を阻止する方法が話し合われ、それに絡めてサリンの使用が議論される中で、Eからサリンの生成の可否を尋ねられたという認識があったことは、十分に認めることができる。

(四) そうすると、被告人は、このリムジン内の詰合いの後に、Eからサリンの生成を指示されているのであるから、そのサリンが強制捜査を阻止するためには使用されることも十分に認識した上で、これを承諾したと認められる。

3 以上のとおりであるから、被告人は、生成したサリンが人の殺害に使用されるという漠然とした共謀にとどまらず、警察の強制捜査を阻止するために、東京方面の地下鉄等の閉鎖空間で不特定多数の者を殺害するのに使用されるということまで認識し、かつ、共謀していたことが認められる。

五 被告人の正犯性

以上検討したように、被告人は、サリンが人の殺害に利用されるという漠然とした認識にとどまらず、サリンの用途について、より具体的な内容を認識していたこと、不特定多数の者を殺害する犯行に必要不可欠なサリンにつき、EやLから直接の指示を受け、状況に応じて生成速度を速めるなどして主体的にその生成に関与したこと、サリンをナイロン・ポリエチレン袋に小分けして、正に犯行に使用した時の状態にまで準備していることなど、犯行実現のために極めて重要な行為を担っている上、犯行後も、Eから指示された以上に、積極的に証拠隠滅作業を行っていることなどに照らすと、被告人の罪責は、サリンの具体的な用途について一切知られないままその生成のみに補助的に関与した者たちと同列に論じられないことは多言を要しないところであり、被告人が殺人及び殺人未遂の共謀共同正犯の責任を負うことは明らかである。

したがって、被告人には共謀共同正犯が成立しない旨の弁護人の主張は、理由がない。

第五 責任能力及び期待可能性について

一 弁護人の主張

弁護人は、被告人が、本件各犯行当時、オウム真理教の想像を超えた極めて特殊な環境下で、教祖であるEの絶対的支配の下で帰依を求められ、Eによって心理的拘束、いわゆるマインドコントロールされた状態にあったのであるから、この心理的拘束下にあった被告人は、①心神喪失状態又は心神耗弱状態にあったことができ、②仮にそうでないとしても、適法行為の期待可能性がないか、その可能性が著しく減弱していた旨主張する。

二 D3のマインドコントロールに関する意見

弁護人の右主張は、E4大学看護学部講師（社会心理学博士）であるD3作成の意見書、D3著の書籍「I4」及び書籍「J4」並びにD3の当公判廷における

証言に全面的に依拠するものであるところ、D 3意見は、次のような趣旨のものである。すなわち、

1 マインドコントロールは、従来の心理学的研究によって確認してきた対人的心理拘束力を強力に作用するようにシステム的に組み合わせて使用した集団運営の技法を総称する概念として通俗的に呼ばれているものである。したがって、その拘束力のメカニズムを個々に取り上げて説明すると、個人の自由意思を著しく拘束するとは認め難い点もある。しかしながら、心理学的には、これらの拘束力がシステムを成して直列的に個人に影響を与えたとしたら、それは極めて強力に作用するといえる。

2 マインドコントロールを強く受けるというのは、このような心理の源泉となる人物に対する絶対的な崇拜が生じている状態ともいえる。崇拜される人物は、信者のあらゆる行動を管理し、指示や命令の下に服従させることが可能となる。このような状態は、通常の精神医学で用いる精神耗弱とは事情が異なる。しかしながら、犯行時の現象としては類似の結果になる。つまり、個人の自己決定は有効に機能せず、支配者に服従するのである。

3 マインドコントロールの影響下にある個人は、支配者が指示した課題達成の枠内では自由な思考が自発的に働くが、支配者の発する指示を越えたり、指示に反する思考に及ぶと、途端に強烈な恐怖感が生じ、自由な思考が停止するという特徴を持ったりするのである。

4 被告人は、教祖Eの情報面、感情面、行動面、更には生活面にわたる心理操作により、正に他の破壊的カルトに見られるのと同様の強い心理的拘束を受けていた状態にあったといえる。被告人は、その結果、代理状態になって、絶対なる権威に責任のすべてを委ねて服従する以外にはない状態に置かれた。つまり、被告人は、自分の道徳的あるいは倫理的思考を停止させて、判断を最終解脱した教祖Eに任せ、非合法活動をも神々の意思だとして正当化しようとしたのであった。本件各事件が生じたのは、被告人にこうした心理的影響による拘束があった結果と認められる。

D 3意見は、以上のような趣旨のものである。

三 責任能力及び期待可能性の有無

1 しかしながら、D 3意見における「マインドコントロールを強く作用させた状態」、すなわち、心理的拘束力を強力に作用させて対象となる者の自律的判断を完全に又はほぼ制約した状態とは、心理学的方法により純粹に行行為者の主観的な側面のみを問題とするものであるから、この状態にあるか否かの判断の当否を客観的に論証することは極めて困難であり、したがって、これを刑事責任能力の有無ないし程度を決する基準とすることについては、その相当性に甚だ疑問がある。そして、そのような事情もあって、判例は、責任無能力の定義について、これまで生物学的方法と心理学的方法とを併せた複合的方法を採用しているところ、弁護人の主張は、生物学的方法を欠き、心理学的方法のみにより責任無能力を判断しようとするものであって、そ

そもそも、この点において、直ちには採用し難いものであるといわざるを得ない。

2 また、右1の問題はひとまず撇くとしても、D 3意見における「心理的拘束力を強力に作用させることにより、対象者の自律的判断を完全に又はほぼ制約した状態」というものは、仮に実際に存在するとしても、極めて例外的な場合に限られると思料されるところ、その存在の認定に当たっては、情報面、感情面、行動面、生活面等の多方面にわたり、具体的な事情を踏まえて緻密な検討を加えることが不可欠である。しかしながら、D 3意見は、被告人について、多方面にわたり検討はしているものの、具体的な事情を踏まえた緻密な検討を加えているとはいひ難いものである。すなわち、例えば、D 3意見は、被告人が、「入信してから逮捕されるまでの八年間という長期にわたって、四六時中、Eの声で帰依を叫ぶテープを聞かなくてはならなかつた

」とか、「八年という長期間に休みもなく、慢性の睡眠不足状態の中で、常に達成課題が課されていた」ということを前提としているが、関係各証拠によれば、そのような状況が當時存在したとはいえないものであって、その前提事実のとらえ方は誤っているか、少なくとも不正確との非難を免れない。

3 むしろ、被告人については、高学歴で思考力及び判断力に恵まれていたことや、入信して出家してからも、教団の幹部として遇され、外部の情報に触れる機会も少なくなかったことなど、自由意思が継続して存在したことを見わせる事情が多数認められるのである。これを本件各犯行の前後にわたる被告人の個別具体的な

行動に基づいて検証すると、被告人については、次のような事実が認められる。すなわち、

(一) 被告人は、松本サリン事件において、Lに指示されて、サリン噴霧車をバックアップするためのワゴン車をレンタカーレンタル会社に借りに行つたが、Lの指示どおりに直ちに自ら借り入れようとするのではなく、Iに借入れをさせようとした。しかしながら、Iが免許を持っていなかったことから、やむなく自分でワゴン車を借り入れることにした。

(二) 被告人は、松本サリン事件において、サリンを噴霧する場所に行く直前に、Mから、「Z3師(N)と運転を代わってやってくれ」などと言われ、乗っていたワゴン車の運転をNと代わるように指示された。その際、被告人は、右指示が、妨害排除役としてEから指名されていたNを警備に就かせるためであり、Eの意思を反映したものであることを十分に認識したもの、サリンを噴霧する現場までワゴン車を運転するのが心苦しかったため、「嫌だ」と言って、右指示を拒否した。

(三) 被告人は、松本サリン事件において、サリンを噴霧している時の自らの感情について、「ワゴン車のすぐそばの道路をふらふらと酔っ払ったような歩き方をする人が一人通り、その人が、トラックから噴霧されているサリンを吸って、倒れる寸前だから、ふらふらしているのかと思い、私の目の前で、このような見知らぬ人が死んでいくかと思うと、胸が潰れる思いであった」などと供述し、さらに、事件後、「Lの持ってきた記事で、私たちが噴霧したガスにより多くの人が死んだことが分かり、改めて愕然とした」などと自らの苦しみの感情を吐露している。

(四) 被告人は、松本サリン事件において、多大な被害が発生したことについて、事件後、「死亡した被害者らのことが記載された記事は、辛くて全部は読めなかつた」などと供述している。

(五) 被告人は、地下鉄サリン事件において、Eから直接にサリンの生成を指示されたにもかかわらず、なかなか生成に着手しようとせず、むしろサリンの生成役を逃れようとして、Sにその生成を持ち掛けるなどしている。

(六) 被告人は、地下鉄サリン事件において、Eの指示により、犯行に使用したシーラー(熱を利用した圧着機)の罪証隠滅工作を行うに当たり、右指示を越えて、シーラーのテフロン部分を新しいものに張り替えるなどの行為を行っている。

以上のような事実が認められる。

4 右各事実に照らすと、被告人は、Eやその意向を受けたLから直接に指示を受けた場合であっても、その実行に躊躇を覚えたり、実際にその実行から逃れようとして指示に反するような行動に出たり、逆に、指示された以上の行為まで積極的に行つたり、時には被害者のことについてを至らせるなどの人間らしい感情も示していることが認められる。

5 そして、そもそも、被告人は、教団との関わりを深めていくまでの過程において、自らの自由意思による選択の機会は幾らでもあったのであり、それにもかかわらず、教団にとどまり続け、遂には本件各犯行を敢行するに至っているのである。すなわち、被告人は、Eの著書を偶然読んで感銘を受けたことから、オウム神仙の会に入会した者であって、その入会は、全くの自由意思によるものである。また、被告人は、出家するに際しても、いったんは大学院を休学の形にして、再び学生生活に戻る余地を残すなど、冷静な態度をとっていることが窺われる。そして、教団が、当初は違法行為を目指すものではなかったのに、その後、違法行為を行うようになるなど、次第に変質していく過程の中で、一方では教団を脱会する者もあり、被告人としても

考え直す機会があったにもかかわらず、被告人は、自らの判断で、あくまでも教団にとどまり続け、教団との関わりを一步また一步と自ら深めていっているのである。さらに、被告人の教団における出家後の活動状況を見ると、被告人は、DNA関係の研究や酵母等の食品関係の研究といった専門性の高いワークを任されて、当該プロジェクトチームのリーダーを務めていた者であり、その仕事の性質や地位等にかんがみると、時間の過ごし方についてかなり自由な時間があったことが窺われる。しかも、被告人は、教団内の役職としては厚生省又は第一厚生省の大蔵、ステージとしても最終的には正悟師長補といったように、幹部として遇され、外国に行つたり、教団内において必要な物品を調達したり、文献を探すなどしており、外部との接触や外部からの

情報に触れる機会も少なくなかったというべきである。

6 これらの事情に照らすと、被告人は、入信当初から本件各犯行に至るまでの間、一貫して、その自由意思が存在していたということができるのであって、被告人が、本件各犯行当時において、D 3 意見の前提とする「個人の自己決定は有効に機能せず、支配者に服従」し、「支配者の発する指示を越えたり、指示に反する思考に及ぶと、途端に強烈な恐怖感が生じ、自由な思考が停止」していた状態にあつたとは、到底認めることができない。むしろ、被告人は、自律的な判断力を基本的に保持した上で、自らの精神的、宗教的な充足感を得たいとか、あるいは教団内において名譽ある地位を得たいというような利己的な動機等もあって、その都度、自らの判断により、本件各犯行に及んだものであり、その各犯行当時、完全な責任能力を有しており、適法行為の期待可能性もあったことは明らかというべきであって、弁護人の主張は、理由がない。

第六 自首の成否について

一 判示第四の各罪について（地下鉄サリン事件）

1 弁護人の主張

弁護人は、判示第四の各罪について、被告人は、平成七年五月一日、自らの地下鉄サリン事件への関与を認める上申書を作成して取調警察官に提出しているので、捜査機関に発覚する前に自らが同事件の犯人であることを自発的に申告してその処分に委ねる意思表示をしたことになり、刑法四二条一項の自首が成立する旨主張する。

2 証拠によって認定できる事実

そこで、検討すると、地下鉄サリン事件に関する被告人の取調状況等について、関係各証拠によれば、次のような事実が認められる。すなわち、

(一) 被告人は、平成七年四月二六日、E 3 らに対する犯人藏匿の現行犯人として逮捕された。

(二) 捜査機関は、被告人を取り調べるに先立って、被告人については、教団内において厚生省大臣の地位にあった幹部信者であり、C 大学を卒業した後、D 大学の大学院で生物学等を専攻して細菌関係に強い者であることなどの認識を有しております、また、地下鉄サリン事件については、オウム真理教が関与しており、教祖のE や幹部クラスの者が指示又は指揮をしていたのではないかとの嫌疑を既に抱いていた。

(三) 被告人を取り調べた警察官が、同年五月一日、被告人に対し、「教団にまだサリンがあるのかについて、頼むから教えてくれ」などと尋ねたところ、被告人は、「私の知っている限りだとありません」などと答え、同日付けて、「オウム真理教内および国内において私の知り得る限りサリンと呼ばれるものは現在存在していないと思います。また細菌に関してもありません」という内容の上申書を作成した。

その後、被告人は、自らがサリンの生成に関わっていることを認める旨の供述をして、同日付けて、「私はL の指示でサリンと思われるものを作りました。作った月日、他のメンバーは今回は言えません。この文章については本人の同意なしに公開および提出するは無効とします」という内容の上申書（以下「本件上申書」という。）を作成し、それを封筒に入れて封印した上で、警察官に預けた。

さらに、被告人は、同月一三日及び同月一七日にも、地下鉄サリン事件のサリンの生成について記載した上申書を作成した。

(四) 地下鉄サリン事件の実行犯であるD 2 の同月一〇日付け司法警察員に対する供述調書中には、「第七サティアンで、サリン、洋傘等を受け取った時に、被告人が毒ガスの予防薬を配っていたので、被告人も地下鉄サリン事件の犯人の一人に間違いない」旨の記載が存在する。

(五) 被告人は、同月一七日、地下鉄サリン事件の被疑事実により、逮捕された。

以上のような事実が認められる。

3 自首の成否

(一) 以上の各事実を前提に検討すると、確かに、被告人が作成した本件上申書の記載は、地下鉄サリン事件についての自らの犯罪事実の申告を含むものと読みなくもない。

(二) しかしながら、捜査機関は、当時、既に地下鉄サリン事件を引き起こしたのはオウム真理教であるとの嫌疑を抱いていたのであり、しかも、地下鉄サリン事件が五つの地下鉄車両内で同時多発的に敢行された極めて大掛かりな犯行であ

ったことなどに照らし、右犯行が教団を挙げての組織的な犯行であって、教団幹部を始めとする多数の信者が右犯行に関与したものと考えていたことが認められる。そして、捜査機関は、被告人が、厚生省大臣という教団幹部であることも既に把握していたのであるから、被告人が地下鉄サリン事件の共犯者の一人であるとの相当の嫌疑を有していたことが認められる。

実際にも、被告人を取り調べた警察官であるF3は、当公判廷において、「私は、教団施設の捜索現場の担当者から、教団幹部である被告人ならサリンの在りかは知っているであろうから、サリンの在りかを被告人に聞くようにとの照会があり、教団幹部としてサリンに関わっていればサリンの残存物について知っているであろうと見込んで、被告人から教団内にサリンが現存しているかを聞き出そうとした」旨証言しているが、右証言は、当時の状況等に照らして自然なものであつて、十分に信用することができる。

(三) これらの事情に照らすと、捜査機関は、被告人が地下鉄サリン事件に使用したサリンの現存の有無まで知っている共犯者であるとの認識を有していたことが十分に認められる。しかも、本件上申書の作成の前日である平成七年五月一〇日付で、被告人が地下鉄サリン事件の犯人の一人に間違いない旨を記載したD2の司法警察員に対する供述調書も存在しているのである。

したがって、被告人が、本件上申書を作成する前に、捜査機関は、既に被告人が地下鉄サリン事件の犯人の一人であると特定していたということができる。

(四) なお、被告人の取調警察官であるF3及びG3の各証言によれば、被告人が本件上申書を作成するまでは、捜査機関において、被告人がサリンを生成したことまでは認識していなかったことが認められる。しかしながら、捜査機関は、教団が組織的に敢行した地下鉄サリン事件について、被告人が教団幹部としてこれに関わっているとの認識を既に十分に有していたのであるから、被告人自身がサリンを生成したことまでの認識を有していなかったとしても、被告人が地下鉄サリン事件の犯人の一人であることが捜査機関に既に発覚していたと認定するに何ら妨げとなるものではないというべきである。

4 結論

以上の次第で、本件上申書は、被告人が地下鉄サリン事件の犯人の一人であることが捜査機関に既に発覚した後に、作成して提出されたものと認められるのであるから、本件上申書の存在をもって、判示第四の各罪について被告人に自首が成立するということはできず、弁護人の主張は、理由がない。

二 判示第二の罪について（松本サリン事件）

1 弁護人の主張

弁護人は、判示第二の罪について、被告人は、平成七年五月一三日から同月一六日にかけて、取調警察官に対し、自らが松本サリン事件の際に犯行現場に行つたことを進んで供述しているので、捜査機関に発覚する前に自らが同事件の犯人であることを自発的に申告してその处分に委ねる意思表示をしたことになり、刑法四二条一項の自首が成立する旨主張する。

2 証拠によって認定できる事実

(一) そこで、検討すると、松本サリン事件に関する被告人の取調状況等について、関係各証拠によれば、前記一の2認定の各事実のほか、次のような事実が認められる。すなわち、

(1) 被告人は、地下鉄サリン事件により逮捕された平成七年五月一七日に、「ビニール袋について」という標題で、自らが同事件の犯行に使用されたサリン入りのビニール袋を作つてLに渡したこと、Sがサリンを造っていた時期は詳しくは知らないが、サリン生成のリーダーはS及びI、アシスタントはV2及びF4であり、また、同人らとR2が密接に関わっていたことなどを内容とする上申書を作成した。

(2) 警察官は、被告人が使用していたX1棟において、同月三日に発見されて押収されたK4レンタリースのメンバーズカードについて捜査をしていたところ、同月二二日、右メンバーズカードは、被告人が松本サリン事件の前日である平成六年六月二六日にK4レンタリース松本駅前営業所でワゴン車を借りた際に使用したものであることが判明した。

(3) 被告人は、平成七年五月二九日、第二サティアンと称する教団施設二階の柱に隠してあった覚せい剤や銃の部品等について記載した上申書を作成し、また、同月三〇日、地下鉄サリン事件のサリンの生成についてEから指示を受けたこ

などを記載した上申書と、「松本サリン事件について話します」という書き出しが、松本サリン事件における共犯者らの役割分担や犯行状況、更には犯行に使用したワゴン車の証拠隠滅状況等について記載した上申書を作成した。

(4) 被告人は、同年七月一六日、松本サリン事件の被疑事実により、逮捕された。

以上のような事実が認められる。

(二) そして、右各事実によれば、被告人は、平成七年五月三〇日に、松本サリン事件について自己の関与を認める上申書を作成しているが、それに先立つ同月二二日の時点において、捜査機関は、被告人が同事件で使用されたワゴン車の借り入れに関わっている事実を把握しており、被告人の同事件への関与が既に捜査機関に発覚していたことが明らかである。

3 被告人の当公判廷における供述

ところで、被告人は、当公判廷において、次のように供述している。すなわち、

(一) 私は、平成七年五月一三日から同月一六日までの間に、自らの地下鉄サリン事件への関与について供述するに際し、「私は、松本事件で使用されたサリン製造には関与していないかったが、これにはR 2たちが関わっていると思う。ただ、私も、松本サリン事件の現場に行っており、松本サリン事件に関与している」という趣旨の供述をした。

(二) 私は、取調警察官から、「松本サリン事件のことについては、ちょっと待ってくれ」などと言われたので、上申書には松本サリン事件のことを記載しなかった。

(三) 私の同月一七日付けの上申書にR 2の関与が記載されているのは、この時点において、既に私が松本サリン事件について供述していたことの証左である。

被告人は、当公判廷において、以上のような趣旨の供述をしている。

4 被告人の供述の信用性

被告人の前記3掲記の供述の信用性について検討すると、確かに、被告人の取調警察官であるF 3及びG 3は、当公判廷において、「被告人は、平成七年五月三〇日付けの上申書を作成する前から、松本サリン事件について自己の関与を認めていた」旨証言している。しかしながら、①F 3は、当公判廷において、「被告人が自らの松本サリン事件への関与を認める供述をしたのは、平成七年五月一七日に被告人を地下鉄サリン事件で逮捕した後、同事件について取り調べている際であった」旨明確に証言していること、②被告人は、当公判廷において、自らの松本サリン事件への関与を認める供述を開始した時期について、当初は「五月三〇日前後」、途中から「五月一七日前後」、最後には「五月一三日から同月一六日までの間」というように、その供述を次々と変更していることなどに照らすと、被告人の前記3掲記の供述は、その信用性に大いに疑問があるといわなければならない。

5 自首の成否

そして、仮に、被告人が、平成七年五月一三日から同月一六日までの間に、自らの松本サリン事件への関与を認める供述をしていたとしても、被告人は、同月一一日に作成して提出した前記一の2掲記の本件上申書の中で、自己が地下鉄サリン事件のサリンを生成したことを記載しているのであるから、捜査機関としては、既にその上申書により、同じくサリンを使用した松本サリン事件についても、当然に被告人が共犯者として関与していたとの相当な嫌疑を有していたことは明らかである。

實際にも、F 3は、当公判廷において、「松本サリン事件についても、当然に被告人らが幹部として部隊の指揮等をしているであろうということで取り調べていた中で、被告人が、同事件についても自らの関与を認める供述をした」旨証言しているが、右証言は、当時の状況等に照らして自然なものであって、十分に信用することができる。

6 結論

したがって、被告人が、平成七年五月一三日から同月一六日までの間に、取調警察官に対し、自らの松本サリン事件への関与を認める供述をしていたという被告人の前記3掲記の供述については、そもそもその信用性に多大な疑問がある上、仮に、そのとおりであったとしても、その時点において、捜査機関は、既に被告人が松本サリン事件の犯人の一人であると特定していたと認めることができるのであ

るから、被告人が捜査機関に発覚する前に自己の犯罪事実の申告をしたということはできず、判示第二の罪について被告人に自首は成立しないというほかないのであって、弁護人の主張は、理由がない。

(法令の適用)

罰条

判示第一の所為 平成七年法律第九一号による改正前の刑法（以下単に「改正前の刑法」という。）六〇条、二〇三条、一九九条

判示第二の所為中

各殺人の点 いずれも改正前の刑法六〇条、一九九条

各殺人未遂の点 いずれも改正前の刑法六〇条、二〇三条、一九九条

判示第三の所為 改正前の刑法六〇条、二〇三条、一九九条

判示第四の一から五までの各所為中

各殺人の点 いずれも改正前の刑法六〇条、一九九条

各殺人未遂の点 いずれも改正前の刑法六〇条、二〇三条、一九九条

科刑上一罪の処理

判示第二の所為 改正前の刑法五四条一項前段、一〇条（一罪として犯情の最も重い甲1に対する殺人罪の刑で処断）

判示第四の一から五までの各所為

いずれも改正前の刑法五四条一項前段、一〇条（いずれも一罪として、判示第四の一から五までの順に、その犯情の最も重い乙1、乙4、乙6及び乙8に対する各殺人罪の刑、乙10に対する殺人未遂罪の刑でそれぞれ処断）

刑種の選択

判示第二及び第四の一から五までの各罪

いずれも死刑

判示第一及び第三の各罪

いずれも有期懲役刑

併合罪加重 改正前の刑法四五条前段、四六条一項本文、一〇条（死刑を選択した各罪のうち犯情の最も重い判示第四の一の罪の刑で処断して、他の刑を科さない）

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法一八一条一項ただし書

（犯人蔵匿の公訴事実について無罪を言い渡した理由）

一 公訴事実

平成七年五月一七日付け起訴に係る犯人蔵匿の公訴事実（訴因変更後のもの）は、「被告人は、宗教法人オウム真理教（以下「教団」という。）に所属する者であるが、教団所属のS及び氏名不詳者らと共に、E3が、先に山梨県西八代郡上九一色村u所在の第六サティアンと称する教団施設等で発生した被害者H3に係る監禁事件の犯人として、また、I3が、宮崎県小林市v所在のJ3旅館等で発生した被害者K3に係る営利誘拐等事件の犯人として、いずれも逮捕状が発せられ、警察により指名手配されている者であることを知りながら、右E3及びI3の逮捕を免れさせる目的で、平成七年四月二一日ころから同月二六日までの間、山梨県西八代郡上九一色村w所在の第二サティアンと称する教団施設内の秘密地下室を、右両名の隠匿場所として

使用させ、警察官の来訪及び消防法に基づく立入検査があることなどの外部の情報を伝え、飲料水を提供し、同秘密地下室に通ずる出入口を施錠して外部からの通行を遮断した上、同秘密地下室の出入口となっている昇降機を閉鎖するよう指示するなどし、もって、犯人を蔵匿したものである。」といふのである。

二 檢察官及び弁護人の主張

1 檢察官の主張

検察官の主張は、次のようなものである。すなわち、

（一）被告人は、平成七年三月二二日以降に、秘密地下室である第二サティアンの地下二階（以下「本件地下二階」という。）の存在を知り、同所が、指名手配を受けている教団信者らを隠匿するなどの目的で、教団が組織ぐるみで設けたものと察知した。一方、Sは、本件地下二階に入ってきたE3及びI3が、警察に追われ、教団の意向によって同所に匿われることになったことを知り、教団の意向に沿ってこれに協力することとし、現場責任者として、E3にトイレの場所を教えたり、第二サティアンの二階から飲料水を本件地下二階に搬入して提供するなどしていた。被告人は、本件地下二階にSを訪ねていった際、SのほかE3ら数名の者が同所に隠れていることを知り、教団がE3らを匿っていることを承知した上で、そ

れに協力するため、時折

、同所に入りし、Sに対し、教団施設に消防職員らの立入検査があることを連絡して、本件地下二階が発見されないように注意を喚起したり、Sとともに、L3らに対し、本件地下二階に全員が戻っているのを確認した後、本件地下二階の出入口に設置された昇降機（以下「本件昇降機」という。）の蓋を閉めるように合図をするなどしていた。

（二）被告人は、同年四月二六日朝、第六サティアンにおいて、警察の捜索が実施されることを知るや、Eから何らかの指示を受け、約二キロメートルも離れた第二サティアンに向かい、同建物の近くで同所の管理者的立場であったM3及びN3と会い、対応を協議した上、M3に捜索の立会いを担当させ、自らは鍵を受け取つて本件地下二階を含む第二サティアンの一部の直接的管理を引き受け、第二サティアンに東側出入口から入つて、本件昇降機の蓋を下げるなどの準備を整える時間的余裕を作るために、右東側出入口を内側から施錠した。被告人は、本件地下二階に降りると、Sに対し、「警察が来た」などと言って警察の捜索を伝え、L3らに対し、「リフトを下げる」と指示し、同人らをして本件昇降機の蓋を閉じさせて出入口を閉鎖したのである。

り、これらの被告人の行為は、優に犯人蔵匿の実行行為に該当するものである。

（三）被告人は、本件当時、逮捕される切迫した状況にはなく、自己蔵匿の意思に基づいて本件地下二階にいたものとは到底認められない。本件地下二階の発見を防いでE3らの発見を防ぐためには、本件地下二階の外に出ている者がいればこれを戻した上で、本件昇降機の蓋の下降を開始させるなどの準備が必要であり、そのためには、第二サティアンの外で警察等の動向を把握し、ある程度の時間的余裕をもって本件地下二階にその情報を提供する者の存在が不可欠であるところ、同所を度々行き来していたのは被告人のみである。

（四）被告人の教団内における地位に加え、被告人のとった具体的な行動、すなわち、これまでに多くの違法薬物等の隠匿作業に従事したり、教団信者らを引き連れて逃亡したりしていたこと、逮捕時にE3の逮捕状発付に関する情報を記載した手書きのメモ片を所持していたこと、これまでに度々本件地下二階に入りし、逮捕当日も約二キロメートル離れた第二サティアンまで駆け付けていること、本件昇降機の蓋を下げるなどの時間的余裕を作るために、第二サティアンの東側出入口のドアを内側から施錠していることなどを合わせ考えると、被告人が、教団所属のS及び氏名不詳者らと共に謀の上、E3及びI3の蔵匿の実行行為を行ったことは明らかである。

検察官は、以上のように主張する。

2 弁護人の主張

これに対し、弁護人は、犯人蔵匿の公訴事実について、被告人は、E3及びI3を蔵匿する意思はなく、教団所属のS及び氏名不詳者らと共に謀したこともなく、E3らを匿す行為も全くしていないのであるから、無罪である旨主張する。すなわち、弁護人は、①被告人が、平成七年四月二六日に、警察の強制捜査があることを知つて本件地下二階に入ったことはあるが、それは、警察による身元確認等を避けるために自らの身を隠す目的で行ったものであり、②被告人が本件地下二階に入ろうとした時に、E3らは、既に強制捜査のあることを知つていて、本件地下二階に隠れるためにその出入口の蓋を閉めようとしていたのであり、③被告人は、右出入口の下にいたL3から、「早く、早く」と声を掛けられ、本件地下二階に降りる時に、「閉めていいで

すか。良ければ、言ってください」と言われたので、降りた段階で、L3に対し、「いいよ、閉めて」と言うと、右出入口の蓋が閉められたのであり、④被告人は、その後、Sに対し、「警察が来るみたいだ」とは言ったが、Sは、既に強制捜査の情報を知つていて驚くこともなかつたのであり、⑤被告人は、公訴事実記載のように、本件地下二階をE3及びI3の隠匿場所として使用させたり、警察官の来訪や消防法に基づく立入検査があることなどの外部の情報を伝えたり、飲料水を提供したり、本件地下二階に通じる第二サティアン一階の東側出入口を施錠したり、本件地下二階の出入口に設置された本件昇降機の蓋を閉鎖するよう指示したりする行為を自ら又は他の者と共に謀して行ったことは、一切ないのであって、犯人蔵匿罪は成立しない旨主張する

三 証拠によって認定できる事実

そこで、検討すると、関係各証拠によれば、次のような事実が認められる。すな

わち、

1 オウム真理教の総本部のある上九地区の各教団施設に対する強制捜査は、地下鉄サリン事件のあった日の翌々日である平成七年三月二二日に開始され、その後も断続的に実施された。

2 第二サティアンと称する教団施設は、鉄骨造りで、地上三階、地下二階建ての教団施設であり（当初は、地下一階しかなかったが、平成七年四月以前に、工事によって二層に仕切られ、地下二階の構造になった。）、第一上九に所在している。第二サティアンは、一階が北側部分と南側部分に壁で仕切られており、北側部分へは北側出入口から、南側部分へは東側出入口からそれぞれ出入りするようになっていたが、仕切りのない二階を経由すれば、北側出入口からも一階南側部分に入りすることができた。

3 第二サティアンの地下一階は、一階南側部分の階段から降りる構造となっており、地下一階の床面には地下二階に通じる開口部があり、開口部の下に鉄製の脚立が置いてあって、地下二階に降りられるようになっていた。その開口部には、油圧シリンダーを利用した昇降式の蓋（縦約一・八メートル、横約一・二三メートルの鉄板で、上昇に三一秒、下降に二七秒を要する。）が設置されており、その蓋は、ホース類、コンクリートを張ったベニヤ板二枚、わら束の入った鉄箱、白粉入りのダンボール箱等で隠蔽されていて、その蓋を閉めた場合には、地下二階の存在は容易には分からず状態になっていた。

4 被告人は、地下鉄サリン事件の直後に、Eの指示に従って、強制捜査に備え、同事件で使用したシーラー（熱を利用して圧着機）について証拠隠滅工作を行うなどした。さらに、被告人は、平成七年三月二一日夜、Eに指示されて、O 3から三〇〇〇万円を受け取り、第一厚生省及び第二厚生省に所属する教団信者ら九名を連れて九州方面に逃亡した。その後、被告人は、L 3に指示され、同年四月一日ころに東京都内に戻り、約一週間ほどXのマンションに滞在した後、同月五日から七日までの間に上九の教団施設に戻り、同月一〇日ころまでにかけて第二サティアンの柱の鉄骨内に違法薬物等を隠匿する作業に従事した。被告人は、そのころ、第二サティアンの地下一階に降りた際に、天井が以前より低くなっている、また、階段付近に出入り口が設け

られていることに気付き、第二サティアンに地下二階の存することを認識した。被告人は、右隠匿作業の終了後、同月二六日の逮捕当日まで、第二サティアンから約二キロメートル離れた第二上九の第六サティアンと称する教団施設の自室を本拠とし、同所で寝泊まりをしていた。

5 P 3及びL 3は、いずれも教団の自治省に所属していたが、監禁の容疑により、平成七年四月一二日に、逮捕状が発せられて警察に指名手配をされていた。E 3は、教団の治療省に所属していたが、教団所属の者と共に第六サティアン等でO 3を監禁したとの容疑により、同月一九日に、逮捕状が発せられて警察に指名手配をされていた。I 3は、教団の科学技術省に所属していたが、妻らと共に上九のJ 3旅館等で旅館経営者である義父K 3を営利の目的で略取したなどの容疑により、同月一三日に、逮捕状が発せられて警察に指名手配をされていた。

一方、被告人及びSは、同月二六日当時、いずれも未だ指名手配はされておらず、逮捕状も発付されていなかったが、松本サリン事件及び地下鉄サリン事件等の教団の違法行為に関与していた者であり、捜査機関から追及を受け得る立場にあつた。また、Sは、そのころ、既にマスコミからも、化学班の責任者でサリン生成に関わる人物として指摘されていた。

6 L 3及びP 3は、指名手配をされた後、本件地下二階に隠れることとし、何者かが第二サティアンの入口等に用意した食料品等を本件地下二階に運ぶなどして、同所で生活を始めた。その後、Sが、同月二〇日ころ、マスコミや警察から身を隠すため、L 3に隠れ場所を聞いて本件地下二階に降りて生活を始め、第二サティアン二階の階段辺りにあった飲料水を本件地下二階に持ってくるなどした。E 3は、治療省大臣代理のような立場にあったG 4から、第二サティアンの地下に行くようにと指示されて、同月二一日ころ、本件地下二階に入り、I 3は、教団所属の者から、警察に見付からぬために第二サティアンの地下に隠れるようにと言われ、同月二一日ころ、本件地下二階に入り、いずれも、P 3から食事やトイレの方法等を教えてもらい、同所で生活を始めた。

7 被告人は、同月二〇日過ぎころ、教団所属の者からSが本件地下二階にいる

ことを聞き、同所に同人を訪ねた際、SのほかにE 3ら数名の者が同所にいることを知った。被告人は、この時以外にも、逮捕前日までの間に、本件地下二階に出入りしたことがあった。

8 被告人は、同月二六日、居所としていた第二上九所在の第六サティアンにいたところ、同建物に警察の捜索が入ることを知り、同日午前七時ころ、第二サティアンのある第一上九に赴いた。被告人は、第二サティアンの近くで、教団所属のM 3やN 3と話をした後、建設省の次官であり鉄骨内への隠匿作業も一緒に行つたN 3から、第二サティアンの東側出入口等の鍵三個を受け取つて、同出入口から建物内に入った。被告人は、第二サティアンの地下一階に降りると、地下二階への出入口の蓋が開いていたので、そこから地下二階に降り、その後間もなく右蓋は閉められた。

9 警視庁刑事部所属の警察官らは、同日午前八時二三分ころから第二サティアンの捜索を開始し、北側出入口から同建物内に立ち入り、まず一階北半分及び二階を捜索した。警察官らは、同日午後零時ころ、第二サティアンの一階南半分の捜索を行うため、東側出入口から同建物内に立ち入つたが、その際、右出入口は、施錠されていたので、立会人をして解錠させた。

警察官らは、その後、第二サティアンの地下一階部分を捜索したが、その際、床面の反響音から、地下一階が地面に接着している状況ではなく、その下に空間が存在していると思料されたため、更に捜索をしたところ、同日午後零時三八分ころ、蓋を発見し、これをバールでこじ開けて地下二階を発見した。警察官らが、地下二階に降りた際、被告人、S、P 3、L 3、E 3及びI 3は、いずれも瞑想するなどしていた。

10 本件地下二階には、北側の壁に油圧シリンダーを利用した昇降式の蓋の開閉装置のスイッチがあり、電気ストーブ、電気コンロ、鍋、電気釜、三〇キログラム以上の米、ラーメン、缶詰等の食料品、飲料水、食器類等の多量の生活用品が置かれていたほか、簡易トイレも設置されており、最低限の自活ができる状態であり、さらに、電話も設置されていて内線通話が可能であった。

なお、被告人以外の五名が座っていた場所には、いずれもビニールシート、毛布、寝袋等が置かれていたが、被告人が座っていた場所には、それらの物は置かれていなかつた。

11 被告人及びSは、同日午後四時二七分、P 3、L 3、E 3及びI 3に対する犯人蔵匿の現行犯人として逮捕された。

被告人は、右逮捕時、メモ片、第二サティアン一階の東側出入口ドアの鍵、リビング出入口ドアの鍵及び北側出入口付近の階段室出入口ドアの鍵の計三個の鍵、「オウムの車全部に捜査令状が出たそうです。（ですから車にのっている人はボディーチェックもされる。）」などの手書きの記載がある大学ノート、「株式会社P 3 医学博士Q 3」と印刷された名刺、現金一一八万一一〇円、電極帽、カセットテープ、ウォーターマン等を所持していた。右メモ片には、「横浜の妊婦監禁の容ぎ A 4師に逮ほ状出る。B 4師とC 4師 とりしらべが公安にうつる。ゆうどうきいみん何でもあり。D 4師がめいそうしたところとても苦しんでいる。」などと手書きで記載されていた（A 4師、B 4師、C 4師及びD 4師とは、それぞれE 3、R 3、D 2及びS 3を指す。）。

12 第二サティアンは、当時、M 3及びN 3が鍵等を持って管理していた。
以上のような事実が認められる。

四 被告人の当公判廷における供述

ところで、被告人は、当公判廷において、当初の被告事件に対する陳述では、犯人蔵匿の公訴事実（訴因変更前のもの）を認めたものの、その後、これを否認するに至り、次のように供述している。すなわち、

1 私は、平成七年四月上旬ころ、本件地下二階の存在を認識し、その後、Sがそこにいることを誰かから聞いた。私は、T 3経由で、「第三サティアンに消防法検査が入るのだが、Sの薬品が置かれているので、誰か薬品に詳しい人に立ち会つてもらえないか」との連絡を受け、本件地下二階にいるSに伝えに行つたことがある。また、U 3に頼まれて、Sの所に案内したこともある。このように、私は、逮捕当日以外にも、本件地下二階に二、三回行ったことがある。その際、私は、Sのほかにも、E 3、P 3、L 3及び知らない男性（I 3のこと）がいるのに気付き、E又はLからの指示により身を隠しているのだと思った。私は、I 3については、全く面識がなかった。私が、本件地下二階に行った時は、いつもその出入口の蓋は

開いた状態で、換気ダクトが設置されていた。

2 私は、逮捕当日、第二上九所在の第六サティアンにいたが、強制捜査が行われることを知り、前日ころから今回は警察が身元確認や所在確認をするといううわさを聞いていたので、嫌だなと思って第一上九に逃げた。私は、身元確認を避けたいということであれば、車でちょっと外に出ても良かったのであるが、この時は、たまたま第一上九に行ったのである。私は、当初は本件地下二階に行くつもりはなかったが、第一上九でM3及びN3と話をしたところ、第一上九にも強制捜査が入ると聞き、少し離れた教団の警備ボックス付近で警察官と教団の者が立ち話をしているのが見えたので、とっさに本件地下二階に隠れようと考えた。この当時、微罪でも警察に逮捕されると言っていた。私は、これまでに第二サティアンに行った時には、東側出入口

に鍵が掛かっていることはなかったが、もし施錠されていたら困るを考え、N3に鍵を借りた。私は、第二サティアンに東側出入口から入ったが、その時、そのドアには鍵が掛かっていないかったと思う。私は、東側出入口のドアに内側から施錠していないので、その後、施錠されていたのであれば、第二サティアンの北側の事務室にいた事務の女性が施錠したのではないかと思う。

3 私は、第二サティアンの地下一階に行くと、地下二階に降りる部分の換気ダクトが既に取り除かれ、蓋が閉まりかけていたので、Sらが強制捜査のことを既に知っているのだと思った。私は、L3から、「早く、早く」と声を掛けられ、地下二階に降りる時に、「リフトを閉めていいですか。閉めて良かったら、言ってください」と言われたので、降りた段階で、L3に対し、「閉めていいよ」と言うと、蓋が閉められた。私は、自分が地下二階に入ってきた理由を説明するために、Sに対し、「警察が来たみたいだよ」と言うと、Sは、「もう来たのか」と言っており、やはり強制捜査のことを既に知っていた。私が逮捕当時に所持していたメモ片は、どのような機会に誰から貰ったのか覚えていない。

4 私が逮捕当日に本件地下二階にいたのは、自分自身が警察から隠れるためである。私は、本件犯人蔵匿について、自分は関係がないので無罪であると思っていたが、当時の弁護人から、本件は他の公訴事実に比して量刑上余り意味をなさないので、否認しても何らの利益はない旨説得されたため、当初は、公判廷において、本件犯人蔵匿を認める供述をしたのである。

被告人は、当公判廷において、以上のような趣旨の供述をしている。

五 爭点に対する検討

1 逮捕当日の被告人の行動について（その一）

(一) そこで、被告人が、逮捕当日に第二サティアンの本件地下二階に赴いた際に、①被告人に自己蔵匿の意思があったのかどうか、②被告人は、E3らに対し、警察の強制捜査があること及び本件地下二階の出入口の蓋を閉めることに関する発言をしたのかどうか、③右発言があったとした場合に、E3らは、これとは関係なく、既に強制捜査のあることを知っていて、右出入口の蓋を閉める準備を始めたのかどうかについて検討する。

(二) まず、右①の争点、すなわち、被告人に自己蔵匿の意思があったのかどうかについてであるが、被告人は、当公判廷において、前記四の2及び4掲記のように、逮捕当日に本件地下二階に行ったことにつき、自分自身が警察から隠れるためであった旨供述している。

この点、被告人の教団内における地位、教団信者らが次々に逮捕されていた当時の状況、被告人がこれまでに教団の多くの違法行為に関与していたことなどに照らすと、逮捕状が発付されていなかったとはいえ、被告人が、その身辺に捜査が及ぶことについて徐々に切迫した気持ちになり、警察の捜査からなるべく逃れたいという気持ちが生じたとしても、何ら不自然な点はなく、むしろ心情として自然であるとすることができる。また、E3らを蔵匿するためであれば、被告人自身が本件地下二階に居続ける必要はなく、E3らに捜査情報を知らせた後は同所から出ていけばよいのであって、そのための時間的余裕は十分にあったのである。それにもかかわらず、被告人は、本件地下二階にとどまり、逮捕されるまで数時間にわたり、E3らとともに

に隠れていたのであって、このことは、被告人自らが警察から隠れようとしていたことを裏付けるものということができる。さらに、被告人が逮捕当時に所持していた身の回り品も、E3らに捜査情報を伝えるためだけであれば不要なものも少なくなく、被告人が自らの身を隠す意図を有していたことを補強している。なお、被告

人は、既に捜査段階において、「第二サティアンに入った時、もし昇降機が下がつていたらどうするかということまで、はっきり考えていたわけではなかったが、入口が閉まっていたら、Sたちが地下二階にいるのは分かっていたので、昇降口から呼んで、開けてもらったものと思う」と供述しているが、この供述も、逮捕当日の被告人の行動が自己蔵匿の意思に基づくものであることを表すものといえる。

これらの事情に照らすと、犯人蔵匿の意思の併存を全く排斥するものであるかどうかはさて置き、逮捕当日、被告人に強い自己蔵匿の意思があったことは明らかであり、被告人が専らE3らに強制捜査の情報を伝えるためだけに本件地下二階に赴いたとの検察官の主張は、採用することができない。

(三) 次に、右②の争点、すなわち、被告人は、逮捕当日、E3らに対し、警察の強制捜査があること及び本件地下二階の出入口の蓋を閉めることに関する発言をしたのかどうかについてであるが、被告人は、自らも当公判廷において、前記四の3掲記の供述をしているところであります、被告人が、L3らに対し、右出入口の蓋を閉めることに関する発言をし、また、Sに対し、警察の強制捜査があることに関する発言をしたこと自体は、明らかというべきである。しかしながら、被告人のそれらの言辞は、どのような経緯や状況の下になされたのかということが極めて重要であり、それによってその意味合いが異なってくるものであるから、その点について更に検討を進めることにする。

(四)(1) そこで、右③の争点、すなわち、被告人が逮捕当日に本件地下二階に赴いた時に、E3らは、未だ強制捜査のあることは知らず、被告人の知らせによつて初めてそのことを知り、本件地下二階の出入口の蓋を閉める準備に取り掛かったものであるのか、それとも、E3らは、既に強制捜査のあることを知つていて、その蓋を閉める準備を始めていたものであるのかについて検討する。

(2) 被告人は、当公判廷において、前記四の3掲記のように、後者の趣旨の供述をしているが、検察官に対する供述調書中においても、「既に他の人も、どのような連絡方法があったのかは知らなかつたが、警察が来たのを感じていた様子で、私が地下に入ると、リフトの蓋が下がつたのである」と述べており、既に捜査段階から後者と同趣旨の供述をしているのである。

さらに、L3及びE3も、当公判廷において、右の趣旨に沿う証言をしている。すなわち、L3は、「被告人以外にも、第二サティアンの地下二階に出入りしていた者がいた。逮捕当日よりも強制捜査が二回くらいあつたが、強制捜査の情報を伝えたのは、被告人以外の者である。逮捕当日も、被告人以外の者が、強制捜査の情報を伝えに來たので、被告人が來る前に強制捜査があることは知つていた。P3が、強制捜査があるということで、リフトを閉めようとしているところに、被告人が突然にぎりぎりに入ってきたので、私は、ちょっとびっくりした。私は、被告人が突然に来つたので、ほかにももしかしたら來る人がいるのかなと思って、被告人に対し、「リフトを閉めていいですか。閉めて良かったら、言ってください」と尋ねたところ

ろ、被告人は、「もういい、閉めてもらつていいよ」と答えたので、P3がリフトを閉めた」旨証言している。また、E3は、「私は、食事の時や警察が來た時には第二サティアンの地下二階に移つたが、いつもは地下一階にいた。逮捕当日よりも強制捜査が一回あつたが、その時は、私は、P3かL3から強制捜査があることを聞き、身の回り品を持って地下二階に隠れた。私は、逮捕当日、地下一階にいた時に、P3かL3から強制捜査があることを聞き、寝袋、簡易トイレその他の身の回り品を二、三回に分けて地下二階に運び、一番最後に地下二階に入り、これで終わりだなと思っていたら、リフトが閉まる瞬間ぐらいに、被告人が地下二階に入つたので、あれつと思った」旨証言している。なお、E3は、捜査段階においては、逮捕当日、警

察の來訪を誰から告げられたかははっきりしない旨述べているが、それを告げられて、一回目の強制捜査の時と同じ様に簡易トイレ等を持って地下二階に降りたのであり、被告人が、外から第二サティアンの地下に入つてきて最後に地下二階に隠れた旨述べており、その点では、公判段階と同趣旨の供述をしている。

(3) これに対し、右検察官の主張に沿う証拠としては、唯一、I3の捜査段階における供述が存在するのみである。すなわち、I3は、検察官に対する供述調書中で、「被告人は、逮捕当日の午前七時ころ、地下二階に入つてきて、Sに対し、「警察が來たぞ」と少し大きな声で話したのが、こちらにも響いて聞こえた。私は、一昨日も前日も、警察が来て搜索などをしているのが、かすかな警察官の声を聞いて分かっていたので、被告人の話を聞いても、警察が今日も来るのかぐらい

にしか思わなかった。被告人とSは、その他にも何か話していたと思うが、それ以外には聞き取れなかつた。被告人は、Sと話が終わつたらしく、P3やL3の方を見て、「リフトを下げる」と指示したのが聞こえた。これまで、被告人は、P3やL3に「リフトを下げる」

」などと余り指示したことではなく、互いに阿吽の呼吸で操作していたが、この時は、警察が来て慌てていたせいか、P3やL3に「リフトを下げる」などと指示していた旨述べ、本件地下二階にいた者らが、被告人から告げられて初めて警察の来訪を知り、被告人の指示で出入口の蓋を閉めたという趣旨の供述をしている。

(4) もっとも、I3は、一方で、検察官に対する供述調書中で、「地下二階の出入口のリフトは、昼は、外に警察官がおり、見付かってはいけないので、閉められていたが、夕方になると、開けられた」「昼は、リフトが閉じられ、水銀灯も消され、真っ暗だったので、皆横になって寝たり、座禅を組んで瞑想していた。この時は、もちろん被告人やSもおとなしく隠れていた」などとも供述している。しかしながら、I3の右供述中、被告人が昼間は本件地下二階で身を潜めていたという点は、逮捕当日に被告人が座っていた場所にはビニールシート等が置かれておらず、被告人が普段同所に長時間滞在していたような状況は存しないという客観的な事実と齟齬している上、被告人が本件地下二階には出入りをしていただけであつて以前の強制捜査の際に

は同所にいなかつたというE3、S及びL3の各供述とも明らかに食い違つている。また、I3の右供述中、本件地下二階の出入口の蓋が強制捜査の日以外でも昼間は毎日閉められていたという点も、その蓋は強制捜査の時以外はほとんど開いていたというE3、S及びL3の各供述と異なつており、この点について、E3らが積極的に虚偽の供述をしているとも考え難い。これらの事情に照らすと、I3の捜査段階における供述は、取調官に些か迎合しているのではないかと疑われる部分が存するのであって、これを全面的に信用して依拠することには躊躇を覚えざるを得ず、全幅の信頼を置くことはできない供述であるといふほかないのである。

(5) さらに、被告人は、第二サティアンのある第一上九から約二キロメートル離れた第二上九の第六サティアンの自室を本拠とし、同所で寝泊まりしていた者であり、第二サティアンの地下二階に隠れている者に対して捜査情報を速やかに知らせるべき者としては必ずしもふさわしい居住環境にあるとはいひ難く、よりふさわしい者としては、第二サティアンの地上階で生活している信者等が考えられるここと、本件地下二階には、内線通話が可能な電話も設置されていたこと、E3らは、以前の強制捜査の際には、被告人の関与なしに、警察官が第二サティアンの地下一階にやってくる前にそのことを察知し、本件地下二階の出入口の蓋を閉めて完全に身を隠すことにして成功していることなどの事情も存するところである。

(6) 確かに、右掲記のE3及びL3の当公判廷における各証言は、被告人を面前にして、被告人を庇おうとする様子も窺われないではないけれども、両名の右各証言及び右被告人の供述に加えて、右掲記のような諸事情をも合わせ考えると、被告人が本件地下二階に赴いた時にE3らが既に強制捜査のあることを知っていた可能性を完全に否定しきることはできないといわなければならぬ。すなわち、I3の供述が、信用できない部分も含まれていて、全面的に依拠することのできないものであるだけに、右I3の供述のみに基づいて、被告人が本件地下二階に赴いた時にE3らが未だ強制捜査のあることを知らなかつたと認定するには、合理的な疑いが残るといわざるを得ないのである。

2 逮捕当日の被告人の行動について（その二）

(一) 次に、被告人は、本件地下二階の出入口の蓋を閉めるなどの時間的余裕を作るために、自ら第二サティアンの東側出入口のドアを施錠したのかどうかについて検討する。

(二) 確かに、検察官が主張するように、被告人が、犯人蔵匿の意思をもつて、第二サティアンの東側出入口のドアを施錠することによって必要な時間を確保し、その間に本件地下二階の出入口の蓋を閉めたというのであれば、右東側出入口のドアを施錠する行為は、本件地下二階に降りる秘密の出入口の蓋を閉める行為と一体をなし、その全体が犯人蔵匿の実行行為に当たるということができなくもない。しかしながら、本件においては、前記1で検討したように、本件地下二階にいた者らが、被告人とは関係なく、既に強制捜査のあることを知ってその出入口の蓋を閉める準備を始めていた可能性を否定することができないのであるから、そうである以上、仮に、右東側出入口のドアの鍵を掛けたのが被告人であり、かつ、被告人の主觀においては、当該

行為によって本件地下二階の出入口の蓋を閉めるなどのために必要な時間を確保するつもりであったとしても、客観的には、当該行為は、そのような意義を持たず、犯人蔵匿の実行行為性を欠いていたということになる。

(三) したがって、既に被告人とは関係なく本件地下二階に降りる出入口の蓋を閉める準備が始められていた可能性を否定できない本件においては、右東側出入口のドアを施錠したのが被告人であるか否かを詮索する意味は、もはや存しないというべきである（なお、被告人が右東側出入口のドアを施錠したとの供述は、捜査段階においても得られておらず、また、右東側出入口のドアの錠がどのような形状のものであり、これを内側から施錠するために鍵が必要かどうか等についての立証もなされていないことなどにかんがみると、右東側出入口のドアを施錠したのは第二サティアンの北側の事務室にいた事務の女性等であって被告人ではないとの前記四の2掲記の被告人の弁解を排斥することができるのかについても、疑問が存するところである。）。

3 逮捕前日までの被告人の行動について

(一) 被告人が、逮捕当日より前に本件地下二階に出入りしたことがあったことは明らかであるところ、①被告人は、消防法に基づく立入検査により本件地下二階が発見されないように注意を喚起するために、本件地下二階にいたSにその旨連絡したのかどうか、②被告人は、警察等の動向についてE3らに情報を提供する役割を担っていたのかどうか、③被告人は、Sとともに、時折、L3らに対し、本件地下二階に全員が戻っているのを確認した後、その出入口の蓋を閉めるように合図をしていたのかどうかについて検討する。

(二) まず、右①の争点、すなわち、被告人が、消防法に基づく立入検査により本件地下二階が発見されないように注意を喚起するために本件地下二階にいたSにその旨連絡したのかどうかについてであるが、被告人は、当公判廷において、「この消防法検査は、そもそも第二サティアンに対するものではなく、第三サティアンに対するものであり、S3経由で、「第三サティアンに消防法検査が入るのだが、Sの薬品が置かれているので、誰か薬品に詳しい人に立ち会ってもらいたい」との連絡を受けて、本件地下二階のSに伝えに行ったのである。したがって、本件地下二階に隠れている人たちが消防法の検査によって発見されたら困ると思って、そのことを連絡するために行ったのではない」旨供述している。そして、S3は、当公判廷において、「H

又はその部署の者から、第三サティアンにSの薬品があるので、消防署の人が来たら、立ち会ってくれないかという趣旨の依頼があり、その話を被告人としたことがある」旨証言しており、被告人の右供述を裏付けている。また、被告人は、捜査段階においても、「オウム真理教団の施設に消防法による検査が入るという話があり、Sと会って打合せをしようと考え、第二サティアンの地下二階に行った」とのみ供述しているのであって、このような甚だ簡潔な内容の供述をもって、直ちに被告人の当公判廷における供述とは趣旨を異にするものであり、本件地下二階に潜んでいるE3らが発見されないようにするためにSに情報を伝えに行ったと認定する根拠にすることはできない。さらに、本件地下二階にいたSらは、消防法に基づく立入検査の点について

、何ら供述をしていないのである。したがって、被告人が、消防職員等による立入検査があるという情報を入手し、本件地下二階が発見されないように、現場責任者であるSにその旨連絡して注意を喚起したという検察官主張の事実を認定するに足る証拠は、存しないというほかない。

(三) そして、そもそも、右②の争点、すなわち、被告人が、警察等の動向についてE3らに情報を提供する役割を担っていたかどうかについてであるが、本件地下二階にいたL3及びE3は、いずれも当公判廷において、逮捕当日より前に第二サティアンの地下一階に強制捜査が入った際に、被告人がその捜査情報を知らせに来たことはなかった旨証言しており、S及びI3も、それに反する供述はしていない。また、被告人は、当公判廷において、上記消防検査の際のほか、Sの所にU3を案内するために地下二階に行ったなどと供述しており、Sも、被告人が自分に用事があって何回か地下二階に降りてきたと供述しているにとどまっている。したがって、被告人が、警察等の動向について情報を提供する役割を担っていたという検察官の主張を認めるに足る証拠は存在しない。

(四) 次に、右③の争点、すなわち、被告人が、Sとともに、時折、L3らに対し、本件地下二階に全員が戻っているのを確認した後、その出入口の蓋を閉める

ように合図をしていたのかどうかについてであるが、この点について供述しているのは、I 3のみである。すなわち、I 3は、検察官に対する供述調書中で、「リフトを閉め、水銀灯を消す際には、地下二階に全員が戻っていることを確認しながら行つており、P 3やL 3は、夜間、外に出て戻ってきた被告人やSの顔を見て、互いに目配せしながら操作していた。その際、被告人やSが、たまにはP 3やL 3に対し、「リフトを閉めて」とか「リフトを下げる」などと声を掛けたことがあった」旨供述している。しかしながら、I 3の右供述は、本件地下二階の出入口の蓋が強制捜査の日以外でも

昼間は毎日閉められていたことや、被告人が昼間は本件地下二階で身を潜めていたことを前提にした供述であるところ、前記で検討したとおり、その前提事実自体が疑わしいのであるから、I 3の右供述を信用することはできず、その供述どおりの事実を認定することはできない。

4 共謀を推認させる事情の有無等について

(一) 被告人は、E 3及びI 3の藏匿について、教団所属のS及び氏名不詳者らと共に謀していたかどうかについて検討する。

(二) 確かに、本件地下二階は、大掛かりな設備を伴う巧妙な隠れ部屋となつており、同所には多量の飲食物や生活用品等が用意されていたこと、教団内部の異なる部署に所属する指名手配中の者らが同所を隠れ部屋として使用していたことなどに照らすと、本件地下二階は、教団において組織的に準備した隠れ部屋であることは明らかである。そして、被告人は、第一厚生省の大蔵という教団幹部であり、教団内部の食料等を統括するA F I (アストラル・フード・インスティテュート)の責任者でもあり、本件直前には、多額の現金を所持して多数の信者らを連れて逃亡したり、多くの違法物品の隠匿作業に関与したりしたこと、被告人は、逮捕当日、第二サティアンに赴く前にEと会つており、逮捕された際には、E 3に対する逮捕状発付の事実が記載

された手書きのメモ片を所持していたことなどを合わせ考えると、被告人が、E 3及びI 3の藏匿について、教団所属の氏名不詳者らと共に謀していたと見る余地がないわけではない。

(三) しかしながら、P 3、L 3、S、E 3及びI 3は、いずれも本件地下二階に隠れるに当たって被告人から指示があったとは一言も供述しておらず、E 3及びI 3が同所に隠ることにした際に、被告人がこれに関与したことを窺わせる証拠は存在しない。さらに、被告人が、第二サティアンの地下を一階と二階に分ける工事に関与したことを窺わせる証拠も存在しない。

(四) また、被告人が所持していた手書きのメモ片についても、E 3のほかに、本件公訴事実において被藏匿者とされているI 3や、同人らと一緒に隠れていたP 3及びL 3に対する各逮捕状発付の事実も記載されているというならまだしも、実際には、E 3のほかには、R 3、D 2及びS 3に関する記載がなされ、そのうちR 3とD 2については、厳しい取調べを受けている状況が記載されていて、既に逮捕されていることが前提となっており、また、E 3についても、逮捕状が発付されたこと以上の記載はないのであるから、右メモ片をもって、被告人と教団所属の氏名不詳者らとの間で、犯人藏匿の共謀があつたとまで認めることはできない。

(五) さらに、被告人が、逮捕当日、第二サティアンに赴く前にEと会つたことについても、被告人は、検察官に対する供述調書中で、「私は、逮捕当日に、第六サティアンの尊師の自宅で尊師と会い、その後、一人で第一上九まで行った。その時、警察が集まっていることについて、尊師と話をしたとは思うし、自分のこれから居場所についても話をしたようと思うが、具体的な内容は、覚えていない」旨供述するにとどまっている（なお、被告人は、当公判廷においては、「逮捕当日より前にEと警察の強制捜査について話したことはあるが、逮捕当日の朝にEとそういう話はしていない」旨供述している。そして、検察官も、「被告人は、第六サティアンにいた教祖Eと会つて何らかの指示を受けた上」と主張するのみで、その指示の具体的な内容

は明らかにすることができないのであって、被告人が逮捕当日の朝にEと会つたことをもって、直ちに本件犯人藏匿の共謀の証拠とすることはできない。

(六) 加えて、Sが、本件地下二階に飲料水を運び入れたことなどについて、被告人の指示又は関与があつたと認めるに足る証拠も存しないのである。

(七) したがつて、以上のような証拠関係に照らすと、被告人が、E 3及びI 3に対する藏匿について、教団所属のS及び氏名不詳者らと共に謀したと認めるには、証拠が足りず、合理的な疑いが残るというほかないのであって、これを認定す

ることはできない。

5 被告人の当初の被告事件に対する陳述について

(一) 被告人は、当公判廷において、当初の被告事件に対する陳述では、犯人蔵匿の公訴事実（訴因変更前のもの）について、「間違いありません。被害を受けた人のことを考えずに、仲間ということで匿うことに加担し、捜査の妨害をしてしまいました。申し訳ございませんでした」などと述べてこれを認めている（第一回の被告人陳述）。しかしながら、被告人は、前記四の4掲記のように、右陳述をした理由について、当時の弁護人から、否認しても何らの利益はない旨説得されたからである旨弁解しているところ、右陳述は、被告人が誰とどのように共謀して具体的にどのような蔵匿行為を行ったのかについては述べておらず、右に見たように、あくまで抽象的な内容を述べるにとどまっているのである。そして、これまでに検討したように、被告人

が教団所属のS及び氏名不詳者らと共にE3及びI3を蔵匿する具体的な行為を行ったと認定するに足りる十分な証拠も存しないのであるから、被告人の右弁解を直ちに排斥することはできないのであって、被告人の右陳述のみをもって、本件犯人蔵匿について被告人を有罪とすることはできないというべきである。

(二) なお、被告人は、捜査段階においても、「警察から追われている人たちをあの地下室に置いたままであったことから、警察の捜査の邪魔をした。ただ、私は、教団組織の人間であり、やはり同じ仲間を警察に突き出そうという気にはならなかつた。今から思えば、やはり潔く自首されれば良かったと思っている」などと述べて、結果としてE3らの逮捕を妨げることになったとの限度でしか供述していないのである。

六 結論

1 以上の次第で、証拠上認められる限度の被告人の本件地下二階への出入りや逮捕当日の言動等をもってしては、被告人が教団所属のS及び氏名不詳者らと共にE3及びI3を蔵匿したと認めるには合理的な疑いが残り、これを認定することはできないといわなければならない。

したがって、本件犯人蔵匿の公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法三三六条により、被告人に対して無罪の言渡しをする。

2 なお、被告人が、P3、L3、E3及びI3に対する犯人蔵匿の現行犯人として逮捕された時点においては、被告人らの逮捕時の状況や被告人の教団内における地位等に照らし、被告人がSほか多数の者と共に現に犯人蔵匿の罪を行っている者と認めたことについて合理的な根拠が認められるのであって、右逮捕が違法になるものでないことは明らかであるので、その点、付言しておく。

(量刑の理由)

一 はじめに

本件は、オウム真理教の第一厚生省大臣という幹部の地位にあった被告人が、教団代表者であるEや他の教団幹部らと共に犯すなどして、Fサリン事件（判示第一）、松本サリン事件（判示第二）、R V X事件（判示第三）及び地下鉄サリン事件（判示第四）に共犯者として関与したという事案である。以下、本件各犯行のうち最も犯情の重い地下鉄サリン事件から、量刑の理由を示すこととする。

二 地下鉄サリン事件（判示第四）

地下鉄サリン事件は、被告人が関与した一連の犯行の中で、最も重大かつ悲惨な被害を発生させた事件である。右犯行は、松本サリン事件やYの逮捕監禁事件に対する教団の関与が指摘されて、教団に対する強制捜査が迫っていた中、首都圏に混乱を起こして警察の目をそらし、教団施設に対する強制捜査を阻止する目的で、平日の朝の通勤時間帯に、多数の乗客が乗車している五つの地下鉄車両内において、一斉にサリンを撒布して発散させ、多数の乗客等を殺傷したものである。

サリンは、人の殺傷のためのみに開発された化学兵器ともいるべき殺傷力の極めて高い毒物であるところ、右犯行は、そのようなサリンを閉鎖空間である多数の地下鉄車両内で発散させた無差別の同時多発テロ事件であり、我が国はもとより諸外国をも震撼させた犯罪史上例を見ない極めて残虐な犯行である。被告人らは、Eによる犯行の指示から数日の間に、サリンを生成し、実行役や運転手役等に役割を分担し、現場の下見を行い、サリンの撒布方法を検討し、予行演習を行うなど、周到に準備した上で、同時に多数の地下鉄車両内で犯行に及んでいるのであって、極めて計画的かつ大規模な組織的犯行である。しかも、被告人らは、ただ単に教団に対する強制捜査を阻止するという極めて自己中心的で身勝手な目的のために、このような無差別殺戮の

犯行に及んでいるのである。右犯行は、被告人らが、自分たちの独善的かつ反社会的な教義に基づき、他者の人権を踏みにじり、多数の尊い人命を奪ったというものであり、現代社会で認められた宗教の自由を履き違えた暴挙というべきであって、絶対に許すことができないものである。

右犯行により、被害現場となった駅構内やその周辺では、多くの者が、意識を失って倒れ、口から泡を吹き、吐き気を訴え、縮瞳や痙攣を起こすなど、正に一瞬のうちに平和な朝が阿鼻叫喚の巷と化したのである。そして、乗客や地下鉄の職員ら一二名が死亡し、訴因に掲げられた者だけでも一四名が重傷を負っているのであって、被害はこの上なく重大である。殺害された被害者らは、いつもと同じように出勤のために地下鉄を利用していた乗客や駅構内で勤務していた職員らであり、このような理不尽な被害を受けるいわれもないのに、その場の空気を吸っただけで、訳も分からぬままに意識を失い、苦悶のうちに死亡するに至ったのであり、その無念さは察するに余りある。被害者らは、未だ二一歳の年若い女性から九二歳の高齢の男性まで様々である。

が、臨月の妻を遺して逝った者、自らの職責を全うするために危険を顧みずサリンの液が落ちた新聞紙等を処理したがために被害に遭った駅の職員、一年以上の闘病生活を経て意識の戻らないまま死亡した者など、その死は、いずれも悲惨極まりないものである。また、突然に愛する家族を失った遺族らは、事件後に心身の健康を害した者も少なくなく、事件の知らせを聞いて収容先の病院に駆け付ける間に、夫の無事を祈りながら手帳が真っ黒になるまで何回も何回もその名前を書き続けていた妻の行動など、遺族らの心情に触れるときには胸が締め付けられるような思いがするのであって、その悲嘆の念は筆舌に尽くし難いものがあるといわなければならぬ。当公判廷において証言した遺族が、事件から六年以上経った時点においても変わることのない悲しみや怒りを吐露したのも、当然のこととして理解できるところである。

さらに、重傷を負った一四名の被害者らが受けた精神的、肉体的な苦痛にも大きなものがあり、うち二名は重篤な後遺症に今もなお苦しんでいるのであって、その被害は甚大である。変わり果てた姿となった被害者らの介護を続ける家族らも、共に苦しみ続けているのであって、妹が重篤なサリン中毒症に陥った兄が、当公判廷において、被告人に極刑を求める趣旨の証言をしているのも、これまた当然というべきである。そして、右犯行は、首都の中心部において、市民が日常的に利用している地下鉄内で敢行されたものであるだけに、これが社会全体に与えた不安感や恐怖感は大きく、その社会的影響も計り知れないものがある。

被告人は、右犯行において、殺害の凶器として用いられたサリンを生成し、更には犯行に使用しやすいように、これを小分けして袋詰めにするなどしているのであり、その果たした役割は極めて重大である。確かに、サリンの生成は、これまでSとIが主導的に行っていたものであり、被告人一人ではその生成をなし得なかつたことは事実と認められる。しかしながら、既に検討したとおり、被告人は、SやIの手足としてサリンの生成に関与したものではなく、Eから直接にサリンの生成の指示を受け、その生成中も状況に応じて生成速度を速めるなど、主体的に生成に関与しているのである。また、被告人は、生成するサリンが、東京方面の地下鉄等の閉鎖空間で使用され、不特定多数の者を死に至らせる重大な被害を生じさせることを十分に認識している。

たにもかかわらず、Eから指示されるまま同人に何ら逆らうことなくサリンを生成したのであるから、その刑事責任はなおさら重大である。

そして、被告人は、同じくサリンを使用した無差別殺戮事件である松本サリン事件においても、実際にサリンの撒布現場に同行して共同正犯として関与しており、その結果、甚大な被害が発生したことを他の誰よりも痛感したはずであるのに、引き続き教団にとどまり、Eから指示されるままに、教団が再びサリンを使用して無差別大量殺害を行うことを十分に認識しながらサリンを生成したのであって、その責任が極めて重大であることは論を俟たない。サリンが、それを発散させさえすれば、直接に手を下さずとも人を殺傷できる極めて致死的効果の高い毒物であることをも考慮すると、無差別テロに使用されることを認識しながら、敢えてサリンの生成行為を行った被告人の刑事責任は、実際にサリンを発散させた実行犯らの刑事责任と比べ、これに勝るとも劣らないといわざるを得ない。

三 松本サリン事件（判示第二）

松本サリン事件は、サリンが大量殺害の実践に役立つかどうかを試すとともに、

教団が当事者となっている訴訟で教団に不利益な判断を下す可能性が高いと見られた裁判官を殺害して裁判を妨害する目的で、深夜に大量のサリンを撒布し、多数の住民を殺傷したものである。

右犯行は、深夜、平穏な住宅街において、噴霧車を利用し、極めて致死的効果の高い毒物であるサリンを約一二リットルもの多量にわたって噴霧するという極めて大規模なものであり、我が国で最初となるサリンを使用した無差別の大量殺傷テロ事件である。被告人らは、アルミコンテナ付き二トントラックを改造し、加熱式噴霧装置を搭載した噴霧車を作成し、松本市内を幾度も下見し、噴霧役のほか警備役や医療役等に役割を分担し、サリンの予防薬や治療薬、注射器、酸素マスク等を準備した上で右犯行に及んでいるのであり、周到に準備された極めて大掛かりな組織的犯行である。しかも、被告人らは、サリンの殺傷能力を試すとともに、民事訴訟で敗訴判決が出るのを危惧して裁判を妨害するという甚だ身勝手で反社会的な目的のために、人の生命

の尊厳を一顧だにせず、このような残酷な犯行を敢行しているのである。右犯行は、無関係な多数の人の命を奪い、裁判制度をも根底から否定しようとする誠に凶悪な犯罪というほかない。そして、サリンを使用した大量殺害は、これまで例を見なかつたものであり、サリンによる犯行であることが判明するまで様々な憶測が流れ、重大な社会不安を引き起こしたのであって、その点も看過することはできない。

右犯行により、被害現場となった住宅街では、多くの者が、吐き気を訴え、縮瞳や痙攣を起こし、意識を失ってばたばたと倒れるなどしており、周辺住民をして恐怖と不安に陥れたのである。そして、犯行現場近くの七名の住民が死亡し、訴因に掲げられた者だけでも四名の住民が重傷を負っているのであって、その結果は誠に悲惨かつ重大である。殺害された被害者らは、春秋に富む一九歳の学生から働き盛りの五三歳の会社員まで様々であるが、最も安心できるはずの自宅において、恋人と電話をしたり、入浴していくつろぐなどしている最中に、突然、猛毒のサリンに見舞われ、原因も分からぬままに意識を失い、苦悶のうちに死亡するに至ったのであり、その無念さは想像を絶するものがある。また、理不尽にも愛する家族を奪われた遺族らは、その

衝撃により心身の健康を損なった者も少なくなく、当公判廷において証言した遺族も、七年近く経過しても事件当時と気持ちは変わらず、事件に関与した犯人をサリンで殺してやりたいなどと峻烈な被害感情を吐露しているところである。また、重傷を負った四名の被害者も、長期間にわたる加療を余儀なくされ、その精神的、肉体的な苦痛は甚大であり、うち一名については、後遺症によって、現在に至るまで意識が戻らない状態が続いているのであって、その状況は悲惨であり、自らもサリン中毒の被害に遭いながら介護を続けている家族の苦しみには大きなものがある。

被告人は、右犯行において、松本市内にサリンを撒くことについて当初の謀議から関与し、現場周辺を事前に下見した上、犯行に使用する松本ナンバーのワゴン車を借り入れ、共犯者が被曝した場合に備えて医療役の一員として犯行現場まで同行し、使用したワゴン車が犯行現場で接触事故を起こした関係で犯行後には罪証隠滅工作を行っているのであって、その果たした役割は甚だ重要である。被告人は、かつてMがサリン中毒になった現場に立ち会ってその救命に携わったことから、サリンの致死的効果や被害に遭った者がいかにひどい苦しみ方をするかを知悉していたにもかかわらず、右犯行に関与しているのであって、その刑事責任は極めて重い。

四 F サリン事件及びR V X 事件（判示第一及び第三）

以上に加え、被告人は、Eらと共に謀の上、オウム真理教被害対策弁護団等に所属して積極的に反教団活動を行っていた三七歳の弁護士に対し、未必の殺意をもつて、駐車中の同人の自動車にサリンを滴下し、同人にサリンガスを吸入させるなどしたが、同人を死亡させるに至らなかつたというF サリン事件を敢行し、さらに、Eらと共に謀の上、教団から逃げ出した元信者を匿すなどしていた八二歳の男性に対し、未必の殺意をもつて、極めて殺傷力の高い毒物であるV Xをその身体に掛けて体内に浸透させたが、同人を死亡させるに至らなかつたというR V X 事件を敢行しているのである。このように、被告人は、事前に入念な謀議と準備を行った上、教団に敵対するとみなされた者に対し、人命を軽視した組織的かつ計画的な違法行為を繰り返しているので

あって、被告人の刑事責任は重大である。

五 被告人に有利な事情

他方、被告人のために有利に斟酌することができる事情も存在する。すなわち、

地下鉄サリン事件において、被告人がサリンを生成することになったのは、これまでサリンの生成に従事していたSが使用するX2棟のドラフトが使用できず、X1棟にあるドラフトルームを使用せざるを得ないという偶然の事情があったことは否定できない。さらに、被告人は、最終的にはサリンを生成しているものの、Eからのサリン生成の指示に対し、その実行を躊躇し、生成役を免れようとしていたことも認められる。

また、被告人は、捜査段階の当初においては、時には涙を流して土下座をするなどし、被害者や遺族に申し訳ないと謝罪の意思を表明していたことが認められ、当公判廷においても、被害者に対する謝罪の言葉を述べている。そして、被告人は、地下鉄サリン事件の被害者である乙2の遺族や、松本サリン事件の被害者である甲1及び甲4の各遺族のほか、R V X事件の被害者であるRに対し、謝罪の手紙を出し、共犯者らの法廷に証人として出廷した際に受け取った日当を積み立てた中から五〇万円をサリン事件等共助基金事務局に贖罪寄附している。さらに、被告人は、Fサリン事件については、共犯者らとともに損害賠償請求の民事訴訟を提起されて敗訴が確定し、Hが右賠償金のうち二二三万円余りを支払うなどして、一応の被害弁償がなされている。

加えて、被告人は、捜査段階の早いうちに、取調べ官に対し、地下鉄サリン事件ではサリンの生成に関与したことを自ら告げ、更には教団内に既にサリン等は存在しないことを明らかにするなど、捜査に協力したという事情も認められる。

そのほか、被告人は、飼い犬の死などを契機として獣医師を目指し、勉学の末、免許を取得し、その後、研究者の道を志し、大学院医学研究科において、エイズウイルスの研究に従事するなど、真面目な社会生活を送っていたことが認められる。また、被告人が教団に入信して出家した時点においては、オウム真理教（オウム神仙の会）が違法な行為を行っていたとは認められず、教団に入信して出家したこと自体に責められるべき点は認められない。被告人は、生来、犯罪的傾向を有していた者ではなく、教団に入っていたいなければ、本件各犯行のような残虐な事件に関与することはなかつたであろうということができ、その意味で、教団独自の考え方の影響を受けていたことは否定できない。

以上のような被告人のために有利な事情が認められる。

しかしながら、被告人は、教団がその後に違法行為を行うようになり、変質していく過程を正に肌で感じていたにもかかわらず、これを疑問に思って脱会することもせず、とりわけ、自らも関与した松本サリン事件において重大な被害を発生させた後も、そのことと真摯に向き合おうとせずに教団にとどまり続け、遂には自らサリンを生成して、地下鉄サリン事件を惹起するに至らしめたのであり、前記の被告人のために有利な事情を斟酌できる程度には、自ずから限度がある。

六 結論

被告人の関与した本件各犯行、特に地下鉄サリン事件及び松本サリン事件は、その犯罪の罪質、動機、態様及び結果のいずれをとっても、犯罪史上稀に見る悪質かつ残虐な犯行であり、被告人は、多数の住民を無差別に殺傷した松本サリン事件に関与した者として、同事件であれほど悲惨な結果が発生したことを十二分に認識していたにもかかわらず、Eから指示されるままに、自らサリンを生成して、再び多数の乗客等を無差別に殺傷した重大かつ悲惨な地下鉄サリン事件を引き起こしているのであって、その一点に限ってみても、その刑事責任は、この上なく重大であるといわなければならない。

そうすると、死刑が、人の命を奪い去る究極の刑罰であり、真にやむを得ないと認められる場合にのみ選択が許されるものであることや、共犯者らとの刑の均衡等を考慮しても、結果の重大性や被告人の関与の程度等を考慮するときは、被告人に対しては、死刑をもって臨むほかはない。

なお、死刑が、残虐な刑罰に当たらず、憲法三六条に違反しないことは、最高裁判所の判例が示すところであり、当裁判所も、これと意見を同じくするものである。

よって、被告人を死刑に処することとする。

（検察官鈴鹿寛、同吉田誠治、同貞弘賢太郎及び同中川潤一並びに私選弁護人林浩二（主任）、同加城千波（副主任）及び同下村忠利各出席）
(求刑 死刑)

平成一四年一〇月一一日
東京地方裁判所刑事第三部

裁判長裁判官 服 部 悟

裁判官 川 口 政 明

裁判官福島かなえは、在外研究のため署名押印できない。

裁判長裁判官 服 部 悟